

令和 4 年版 (2022 年版)

ひらかたの環境

(環境白書)



枚 方 市

は じ め に

近年、ポイ捨てなどに起因する海洋プラスチックごみの問題や、地球温暖化に起因する生物多様性の損失、自然災害リスクの増加など、近代社会の発展に伴い環境へ与えてきた負荷が顕在化してきており、これらの環境問題にいち早く対応していくことが求められています。

また、持続可能でより良い世界を目指すための開発目標であるSDGsには、気候変動対策などの環境に関するゴールが数多く設定され、それらが社会・経済に関連するゴールの土台となっていることから、環境施策の推進は持続的に発展していくために、極めて重要となっています。

本市では、豊かな環境を後世に伝え引き継いでいけるよう、令和3年3月に本市の環境施策とSDGsのゴールとの関係を明確にした「第3次枚方市環境基本計画」を策定するとともに、国に先駆けて「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を行い、環境問題の解消へ向けた取り組みに全力を注いできました。また現在は、本市の地球温暖化対策の要となる「次期枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を進めるなど、さらなる環境施策の推進に取り組んでいます。

この令和4年版「ひらかたの環境（環境白書）」では、令和3年度の本市における環境の現況と、第3次環境基本計画に基づき本市が実施した環境保全施策を取りまとめました。市民の皆様が将来にわたり良好な環境を享受できるまちづくりを進める上で、本白書が環境問題へのより深い理解につながり、皆様の積極的な環境保全活動につながっていくことを願っています。



令和4年12月

枚方市長 伏見 隆

令和 4 年版（2022 年版）

ひらかたの環境（環境白書）

第 1 部 環境行政の推進

第 2 部 令和 3 年度の環境の状況

第 1 章 自然環境

第 2 章 大気・音環境

第 3 章 水環境

第 4 章 土壌・地盤環境

第 5 章 化学物質

第 6 章 ごみの処理量

第 3 部 令和 3 年度における

第 3 次環境基本計画に基づく施策の実施状況

第 1 章 すべての主体が環境保全活動に取り組む

【パートナーシップ・環境教育】

第 2 章 脱炭素化を推進するまちをめざす

【地球環境】

第 3 章 自然が保全され、人と自然が共生するまちを目指す

【自然環境】

第 4 章 環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす

【資源循環】

第 5 章 健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保された

まちをめざす

【都市環境・生活環境】

第 4 部 資料編

枚方市環境方針

＜基本理念＞

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

＜基本方針＞

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆

目 次

第 1 部 環境行政の推進	1
【 1 】 本市の環境行政の推進	1
【 2 】 第 3 次枚方市環境基本計画の策定について	1
1. 計画期間	1
2. めざすべき将来の環境の姿	1
3. 施策の体系	2
【 3 】 環境保全のための組織	4
1. 環境行政推進本部	4
2. 審議会等	4
3. 国・大阪府・他の自治体との連携	5
第 2 部 令和 3 年度の環境の状況	7
第 1 章 自然環境	7
【 1 】 気象	7
【 2 】 自然環境の概観	7
【 3 】 自然環境の特徴	7
1. 里山	7
2. 水辺地	8
3. 農地	8
4. 孤立林	8
5. 緑被	8
6. 保存樹林	9
7. 保存樹木	9
8. 鳥獣保護区等の指定状況	10
第 2 章 大気・音環境	11
【 1 】 大気環境の状況	11
【 2 】 騒音の状況	13
1. 道路に面する地域	13
2. 一般地域	13
【 3 】 自動車交通の状況	13
第 3 章 水環境	14
【 1 】 河川水質の状況	14
【 2 】 地下水質の状況	15
1. 概況調査	15
2. 汚染井戸周辺地区調査	15
3. 継続監視調査	15

【2】環境行政推進本部	57
【3】審議会等	57
1. 環境審議会	57
2. 廃棄物減量等推進審議会	58
3. 枚方市空家等対策協議会	59
4. 環境影響評価審査会	59
5. 風俗営業等審査会	59
【4】自然環境	60
1. 保存樹林	60
2. 保存樹木	61
3. 自然環境調査	62
【5】枚方市地盤沈下の状況	67
【6】環境中の化学物質の状況	68
1. ダイオキシン類	68
2. 大気中のアスベスト濃度	69
3. 有害大気汚染物質の調査結果	69
【7】エフエムひらかたによる環境保全啓発	70
【8】環境マネジメントシステムの運用	71
1. 枚方市環境管理組織	71
2. 環境マネジメントシステムの取り組み内容	72
【9】公共施設での太陽光発電量	73
【10】学校給食生鮮農作物供給事業	74
【11】都市公園等維持管理事業	75
1. 都市公園の種類	75
2. 都市公園の整備状況	76
【12】環境影響評価条例に基づく事業一覧	77
【13】建築協定制度	78
【14】ごみの状況	79
1. 令和3年度のごみ処理工程及びごみ処理量	79
2. 市内で排出される産業廃棄物の状況	80
3. 市内における産業廃棄物の処分量	82
【15】流域下水道別整備状況	83
【16】地下水の浄化対策の概要	83
【17】市施設におけるダイオキシン類測定結果	84
1. 穂谷川清掃工場	84
2. 東部清掃工場	85
3. やすらぎの杜	86

第 1 部

環境行政の推進

第 1 部 環境行政の推進

【1】本市の環境行政の推進

本市では、平成 10 年 3 月に枚方市環境基本条例を制定し、本市の環境について、市民・事業者・行政が連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていくための基本方針を定めています。

平成 13 年 2 月には、同条例に基づき「枚方市環境基本計画」を策定し、平成 23 年 3 月の改定を経て、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

【2】第 3 次枚方市環境基本計画の策定について

第 2 次枚方市環境基本計画の策定から 10 年が経過し、地球温暖化対策や生物多様性の重要性など、環境施策を取り巻く状況が大きく変化しています。これらの変化や課題に対応するため、令和 3 年 3 月に、今後実施していくべき環境施策の基本的な方向性を定めた「第 3 次枚方市環境基本計画」を策定しました。

1. 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間としています。なお、本市を取り巻く社会状況等を踏まえ、概ね 5 年後に中間見直しを行うこととしています。

2. めざすべき将来の環境の姿

枚方市環境基本条例の基本理念等を踏まえ、第 3 次環境基本計画のテーマを「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」と設定しています。

3. 施策の体系

わたしたちがめざす将来の環境の姿を実現するため、分野横断的な基本目標と分野別の4つの基本目標を設定し、より詳細な12の環境施策を定めています。また、この環境施策を推進することが、SDGsのゴール達成に近づくことから、その関係性を明確にしています。



計画の施策体系図

計画全体に
関連する
ゴール

体系

環境施策の分野

SDGsとの関係

- 省エネルギー・省 CO₂活動の促進
- 再生可能エネルギーの普及促進
- 気候変動の影響に対する適応策の推進



- 生態系の保全
- 緑の保全と創出
- 自然とのふれあいの場の確保



- 廃棄物の発生抑制
- リサイクルの促進
- 廃棄物の適正処理の推進



- 人と環境に配慮したまちづくりの推進
- 美しいまちなみの確保
- 良好な生活環境の確保



【3】環境保全のための組織

1. 環境行政推進本部

本市における環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市長を本部長とする環境行政推進本部を設置し、環境基本条例の運用に関すること、環境基本計画の推進及び改定に関すること、市役所における環境マネジメントシステムの構築や、エコオフィスの推進に関することなどについて、調査審議し、決定しています。

また、平成25年4月1日に本市独自の環境マネジメントシステムである「枚方市環境マネジメントシステム」（H-E M S）を構築し、本市の環境の保全と創造に関する施策や、事務及び事業における省エネルギー、省資源の取り組みを推進しています。

⇒第4部資料編P57：令和3年度における審議状況

2. 審議会等

（1）環境審議会

枚方市環境審議会は、本市における環境の保全と創造に関する基本的な事項を調査審議するため、枚方市環境基本条例に基づき、平成10年7月2日に設置しました。

⇒第4部資料編P57：令和3年度における審議状況

（2）廃棄物減量等推進審議会

枚方市廃棄物減量等推進審議会は、本市における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、枚方市廃棄物減量等推進審議会条例に基づき、平成6年10月1日に設置しました。

⇒第4部資料編P58：令和3年度における審議状況

（3）空家等対策協議会

枚方市空家等対策協議会は、本市における空家等対策の推進に関する事項を審議するため、枚方市空家等対策協議会条例に基づき、平成27年11月2日に設置しました。

⇒第4部資料編P59：令和3年度における審議状況

（4）環境影響評価審査会

枚方市環境影響評価審査会は、本市における環境影響評価に関する手続き等を適正かつ円滑に推進するため、枚方市環境影響評価条例に基づき、平成5年7月1日に設置しました。

⇒第4部資料編P59：令和3年度における審議状況

（5）風俗営業等審査会

枚方市風俗営業等審査会は、本市におけるラブホテル・ぱちんこ遊技場の建築及び風俗営業に関する同意について審査するため、枚方市住み良い環境に関する条例に基づき、昭和49年4月1日に設置しました（平成10年4月1日に生活環境審議会から移行）。

⇒第4部資料編P59：令和3年度における審議状況

3. 国・大阪府・他の自治体との連携

大気汚染や水質汚濁など、環境や公害に関する共通する課題及び地球環境の問題などへの対応について、国や大阪府等と連携し、協力を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

(1) ゼロカーボン市区町村協議会

「ゼロカーボン市区町村協議会」とは、規模・地域特性といった背景の違う様々な市区町村がその知見を共有し、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取組のための議論を進め、共に国への提言等を効果的に進めていくことを目的とした協議会です。

本市では、同協議会に令和3年1月に参加しました。

(2) 北河内公害・環境行政研究協議会

北河内公害・環境行政研究協議会は、北河内地区の7市（守口市、門真市、寝屋川市、四條畷市、大東市、交野市及び枚方市）の公害・環境行政の円滑な運営と進展を図るとともに、公害・環境行政担当者が緊密な連携をもち、資質の向上を図ることを目的として、地球温暖化対策、環境調査、環境美化、環境教育、苦情処理事例研究などの意見収集交換等を行っています。

(3) 大阪府アライグマ対策連絡協議会

大阪府アライグマ対策連絡協議会は、アライグマ対策の促進を図ることを目的に、捕獲状況等の情報交換、啓発、措置に関する協議を行っています。

同協議会は、大阪府及び大阪府内市町村で構成され、積極的な対策の推進に努めています。

(4) 淀川水質汚濁防止連絡協議会

淀川水質汚濁防止連絡協議会は、国土交通省近畿地方整備局、琵琶湖・淀川水系の自治体と関係団体で構成しており、淀川の水質改善を目的として設立されました。

淀川水系の水質管理や水質保全活動として、琵琶湖をはじめ、淀川水系の河川等水系全体の水質調査や研究を行うとともに、緊急時における連絡、調整等の連携を図っています。

(5) 近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会

近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会は、広域的視野に立ち、相互協力を密にし、近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行に努めることを目的として、近畿圏内の府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の政令市により昭和59年に設立されました。

同協議会は、PCB廃棄物広域処理部会や法制度部会などの5部会からなり、本市も中核市へ移行した平成26年度から加入しています。

第2部

令和3年度の環境の状況

第1章 自然環境

第2章 大気・音環境

第3章 水環境

第4章 土壌・地盤環境

第5章 化学物質

第6章 ごみの処理量

第2部 令和3年度の環境の状況

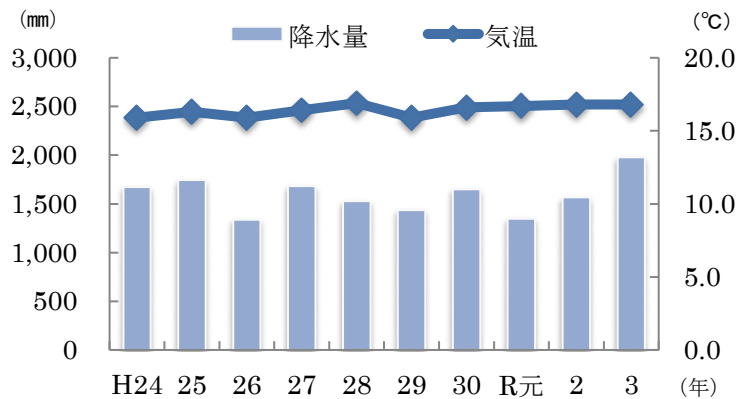
第1章 自然環境

【1】気象

本市は、大阪湾岸内陸の内懐となることから、海風の影響を受けやすい位置にあります。また、瀬戸内海式気候区に属し、1年を通じて比較的温暖な気候となっています。

令和3年の気温は、平均16.8℃、最高38.2℃、最低-4.7℃で、降水量は1,979.0mmでした。

＜枚方市の降水量と平均気温の推移＞



出典：気象庁 アメダス（枚方）の気象データをもとに作成

【2】自然環境の概観

本市の自然を概観すると、東部に生駒山系の一角をなす穂谷・尊延寺地区のまとまった樹林域が分布し、西部には淀川が流れ、これらに挟まれるように市街地が展開しており、この市街地を貫いて3本の河川（天野川、船橋川、穂谷川）が淀川に流れこんでいます。

【3】自然環境の特徴

1. 里山

集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成され、人間と自然・生物が共存する地域を里山と呼んでいます。

本市には、穂谷・尊延寺地区に里山が広がっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に生育しています。また、オオタカ、ノスリなどの猛禽類の生息を支える豊かな生物相を構成しています。

特に、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト1000」の里地タイプのコアサイト（重点調査地域）として選定され、平成18年度から専門家、市民ボランティアによる調査が行われています。

また、穂谷の里山は、平成28年12月、環境省の定める生物多様性の保全上重要な里地里山（重要里地里山500）に選定されました。

2. 水辺地

(1) 河川

淀川は、古来より治水、利水のための河川改修が進められてきた河川であり、生息する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られています。

なかでもワンド群の重要性が認識され、楠葉地区及び牧野地区で、国土交通省によってワンドの保全、再生整備が図られています。また、楠葉地区は重要性の高い原野の植物（大規模な氾濫原を特徴づける植物）が豊富な地区であり、楠葉北部や船橋川河口付近等には、ややまとまったヨシ原がみられ、対岸の鶴殿（高槻市）のヨシ原と一体的に多様な野鳥の生息場所となっています。

(2) ため池

ため池は、もともと水田灌漑を目的として人工的に築造された水域ですが、長い年月の間に様々な水生生物が移りすみ、特有の生態系を形成しています。

市内においても、市街地の大きなものから里山に残る小さなため池まで様々な形態が見られており、それぞれ多様な生物相を支える重要な水辺空間となっています。

3. 農地

水田には、カエルをはじめヘビ、トンボ、タニシ、ドジョウ、メダカが生息し、それらを餌とするサギ類などの水鳥が多く飛来しています。

また、市街地では、宅地化等により農地は減少していますが、水田や畑と樹林地が一体となった空間は、都市の自然ネットワークの要となっています。

4. 孤立林

住宅地や市街地に囲まれ、孤島のように分断された樹林地を孤立林といいます。市内には、比較的大きな面積の樹林地を持つ山田池公園をはじめ、小面積で帯状の斜面樹林、点在する社寺林などの孤立林が存在します。

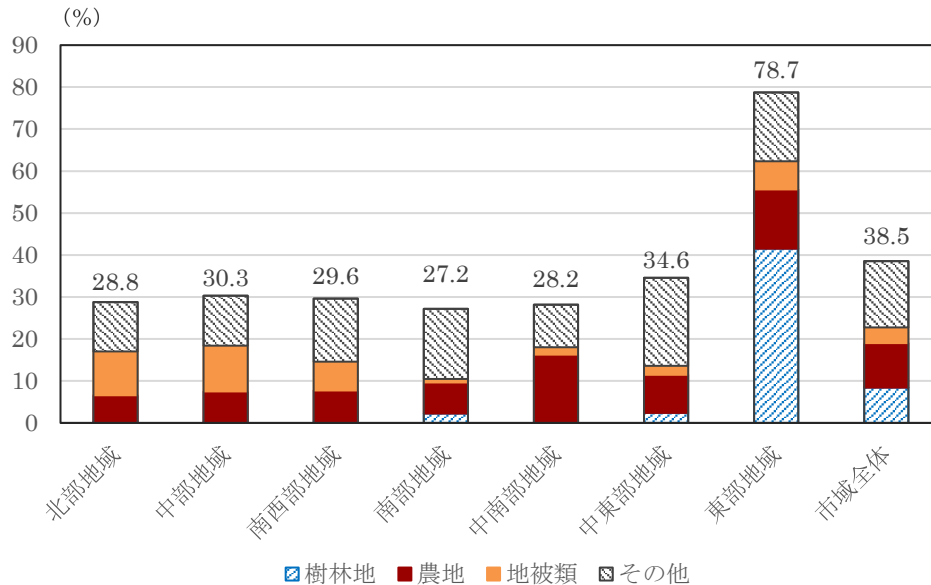
5. 緑被

緑被とは、樹林地、農地、街路樹、庭木、草地などに被われた土地の総称をいい、一定の地域における緑被面積の割合を緑被率といいます。

平成27年度に「枚方市緑の基本計画」の改定に伴い実施した緑被率調査の結果では、本市の緑被面積は2,510.2ha、緑被率は38.5%でしたが、令和元年度に実施した緑被率調査の結果では、本市の緑被面積は2,519.5ha、緑被率は38.7%となり、前回の調査時よりも緑被率が上昇しています。この調査は平成30年5月の衛星画像を用いて緑被地を抽出し、集計したもので、緑被には水面、裸地は含みません。

地域別の緑被地の特徴としては、樹林地が多い東部地域の緑被率が78.7%と突出して高い割合となっています。次に、山田池公園が位置する中東部地域や淀川河川公園が比較的多く占める北部地域、中部地域が続いています。また、中南部地域は緑被率が低いものの、農地が占める割合が最も高くなっています。

<地域別緑被状況>



<分類別の緑被面積と緑被率>

	緑被面積	緑被率
樹林地	543.9ha	8.3%
農地	639.4ha	9.8%
地被類	384.3ha	5.9%
その他	951.9ha	14.6%
合計	2519.6ha	38.7%

(令和元年度)

6. 保存樹林

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令」に基づき、次のいずれかに該当する、健全で、その集団の樹容が美観上特に優れている樹林を保存樹林に指定しています。

- ・その集団に存する土地の面積が、500㎡以上であるもの。
- ・500㎡以下であっても由緒ある樹木の集団であるもの。

令和3年3月31日現在、保存樹林は11か所です。

⇒第4部資料編P60：詳細

7. 保存樹木

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令」に基づき、次のいずれかに該当する健全な樹木を保存樹木に指定しています。

- ・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。
- ・高さが15m以上であるもの。
- ・株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの。
- ・推定100年以上生育し、由緒あるもの。

令和3年3月31日現在、保存樹木は11本です。

⇒第4部資料編P61：詳細

8. 鳥獣保護区等の指定状況

本市域においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、本市、交野市の境界線と第二京阪道路との交点を起点とし、同道路を北北東進し、本市、京都府京田辺市の境界線に至る線より東南方向のすべての区域が「枚方鳥獣保護区」として、淀川左岸堤防以西の区域が「淀川鳥獣保護区」として、それ以外の区域が「枚方特定猟具使用禁止区域」として指定されています。

このうち、鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めて指定される区域であり、狩猟期間であっても狩猟が禁じられています。ただし、鳥獣による農林業や生活環境の被害が発生している場合は、有害鳥獣の捕獲を許可することがあります。

また、特定猟具使用禁止区域は、銃器などの特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を原則として禁止しています。

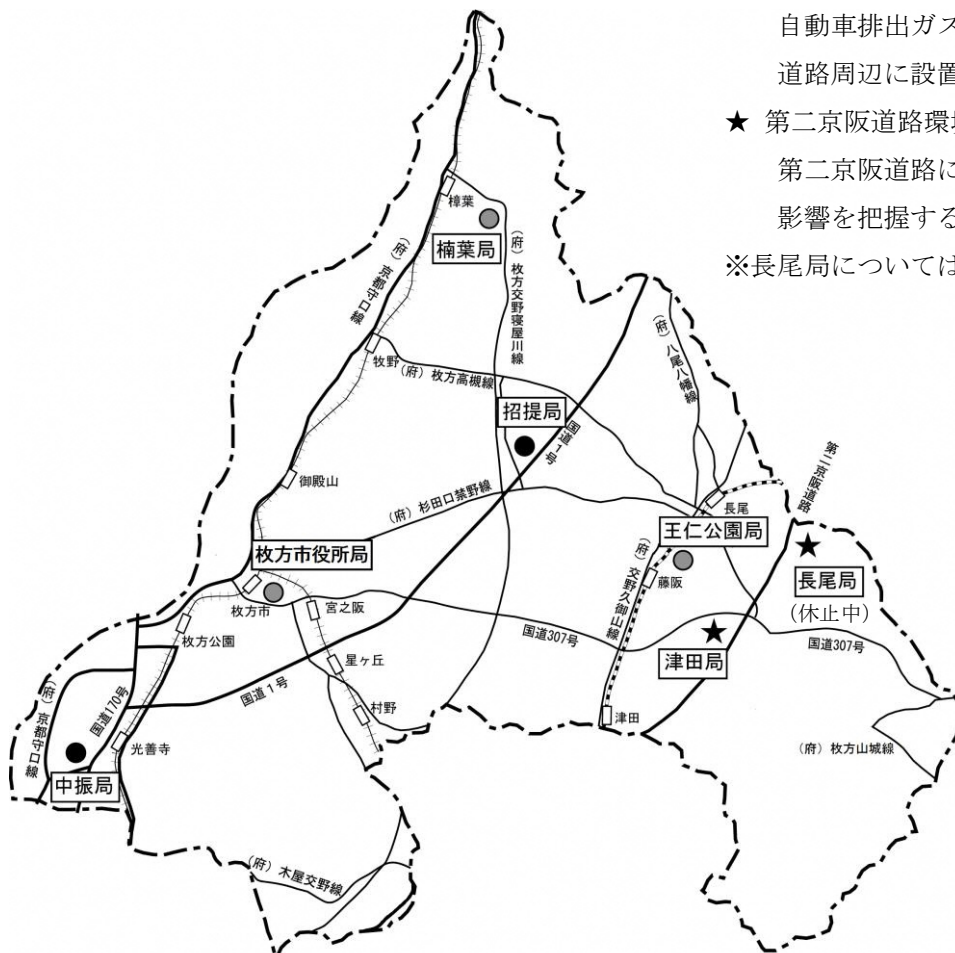
第2章 大気・音環境

【1】大気環境の状況

大気汚染は、工場・事業場や自動車等から大気中に汚染物質が排出されることによって起こります。汚染物質の濃度が高くなると、人の健康や動植物に影響を及ぼすことがあります。

人の健康を確保する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が定められています。環境基準を達成し維持するために、工場・事業場に対する規制指導や自動車排出ガス規制を行うとともに、市内6か所の大気汚染測定局で汚染状況を監視しています。

＜大気汚染測定局の位置＞



● 一般環境大気測定局

大気環境の状況を把握するため
住宅地域などに設置（3局）

● 自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスの影響を把握するため
道路周辺に設置（2局）

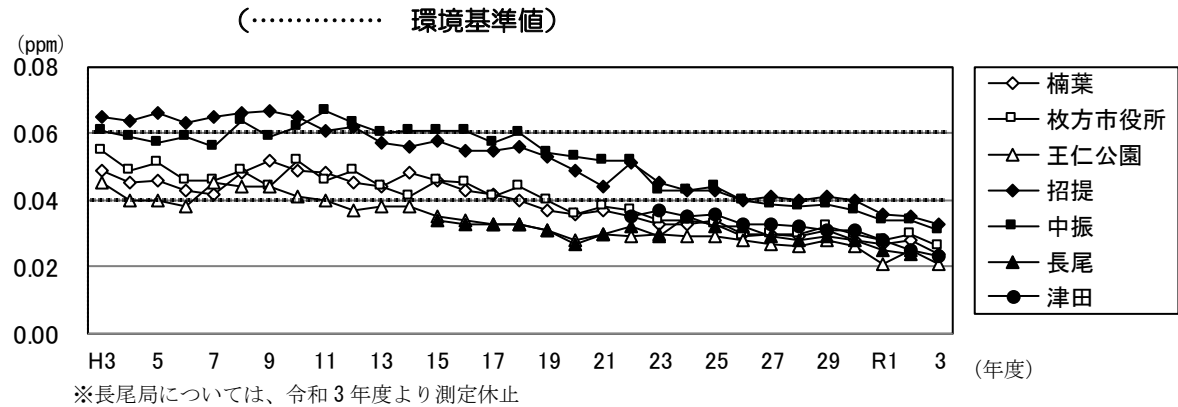
★ 第二京阪道路環境監視局

第二京阪道路による大気環境等への
影響を把握するため設置（2局）

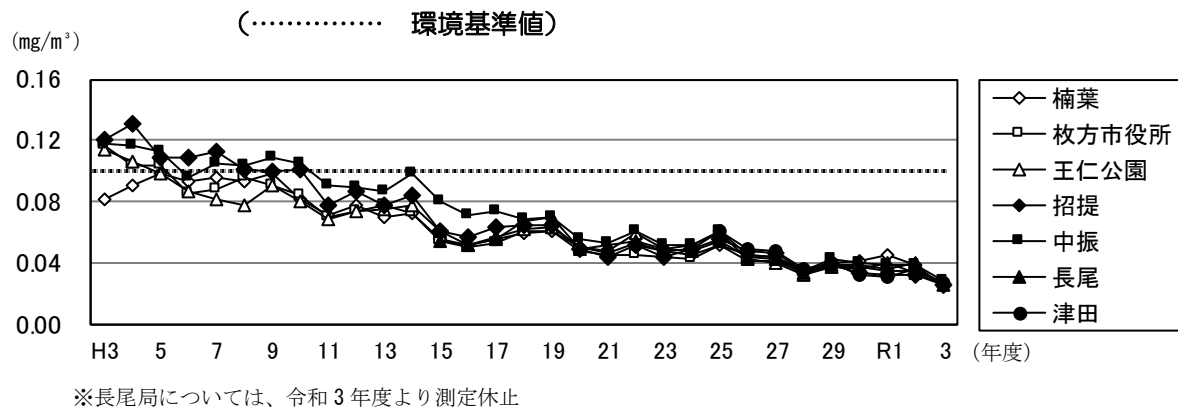
※長尾局については、令和3年度より測定休止

令和3年度は、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントを除く二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、二酸化硫黄及び一酸化炭素について環境基準を達成しました。下記グラフに示すように、大気汚染の状況は年々改善してきており、一般環境大気測定局と自動車排ガス測定局との差も減少してきています。

＜二酸化窒素の年間98%値の推移と環境基準値との比較＞



＜浮遊粒子状物質の年間2%除外値の推移と環境基準値との比較＞

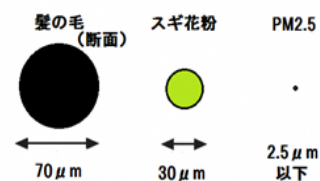


本市では、平成24年4月から中振局で、平成26年3月から王仁公園局でPM_{2.5}を測定しています。平成26年度から8年連続で2局ともPM_{2.5}の環境基準を達成しました。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）とは？

PM_{2.5}とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ (0.0025mm) 以下の微小な粒子のことをいいます。

PM_{2.5}はとても小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎など健康への影響が心配されています。



※1 μm (マイクロメートル) = 1mm (ミリメートル) の1000分の1

【2】騒音の状況

市内の環境騒音を把握するために、本市では道路に面する地域29地点と一般地域24地点を5年以内に1回のローリング方式で、環境騒音モニタリング調査を実施しています。

騒音の環境基準は、道路に面する地域と一般地域のそれぞれに基準が定められています。

1. 道路に面する地域

道路に面する地域とは、自動車の音が主な騒音の原因となっている地域です。

令和3年度は、道路に面する地域7地点で調査したところ、交通量の多い地域の一部で基準を超過したものの、面的評価による環境基準の達成状況は95.6%となりました。

(注) 面的評価とは、道路から50mの範囲にある住居等の立地状況を考慮し、環境基準値を達成する戸数及び割合を面的に把握することによる評価方法のことです。

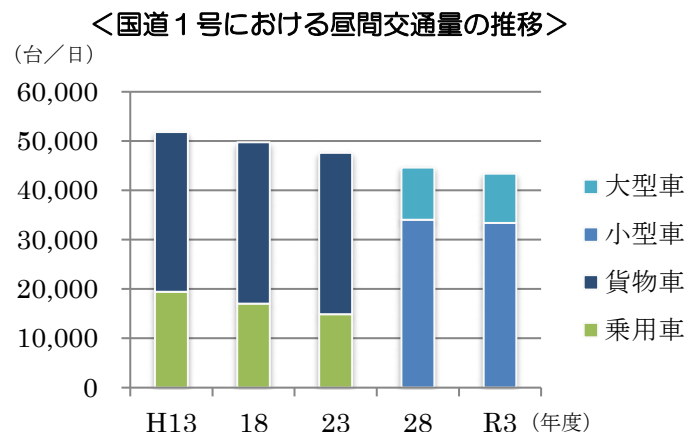
2. 一般地域

一般地域とは、道路に面する地域以外の地域です。

令和3年度は、一般地域8地点で調査した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

【3】自動車交通の状況

国道1号（京阪国道）における昼間交通量は、第二京阪道路の全線開通後、減少しています。

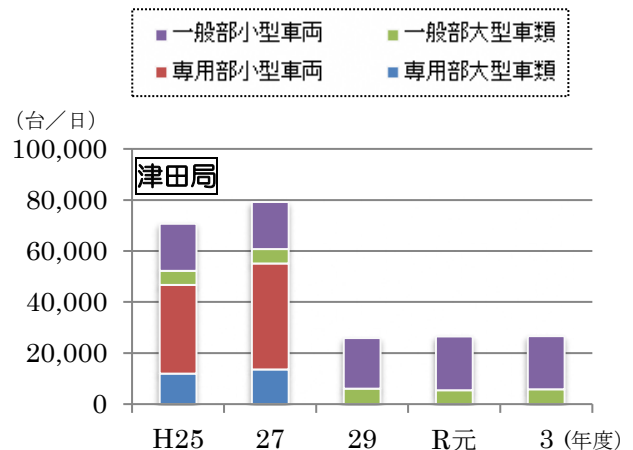
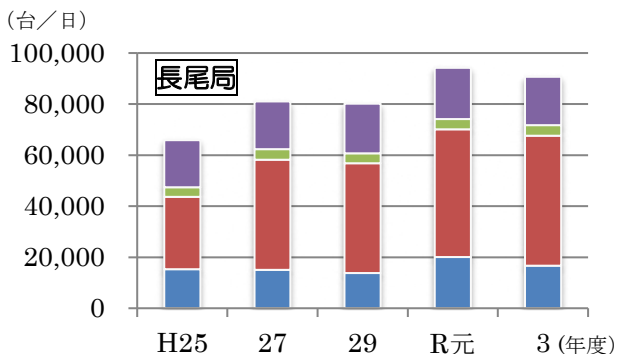


(注) 資料：国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所

※平成28年度に用途別から車種別へ統計方法が変更されています。

平成22年3月20日に全線開通した第二京阪道路の交通量は、増加傾向で推移しています。

＜第二京阪道路における交通量の推移＞



※平成29年～令和3年の専用部における交通量は、トラフィックカウンターの故障により欠測となっています。

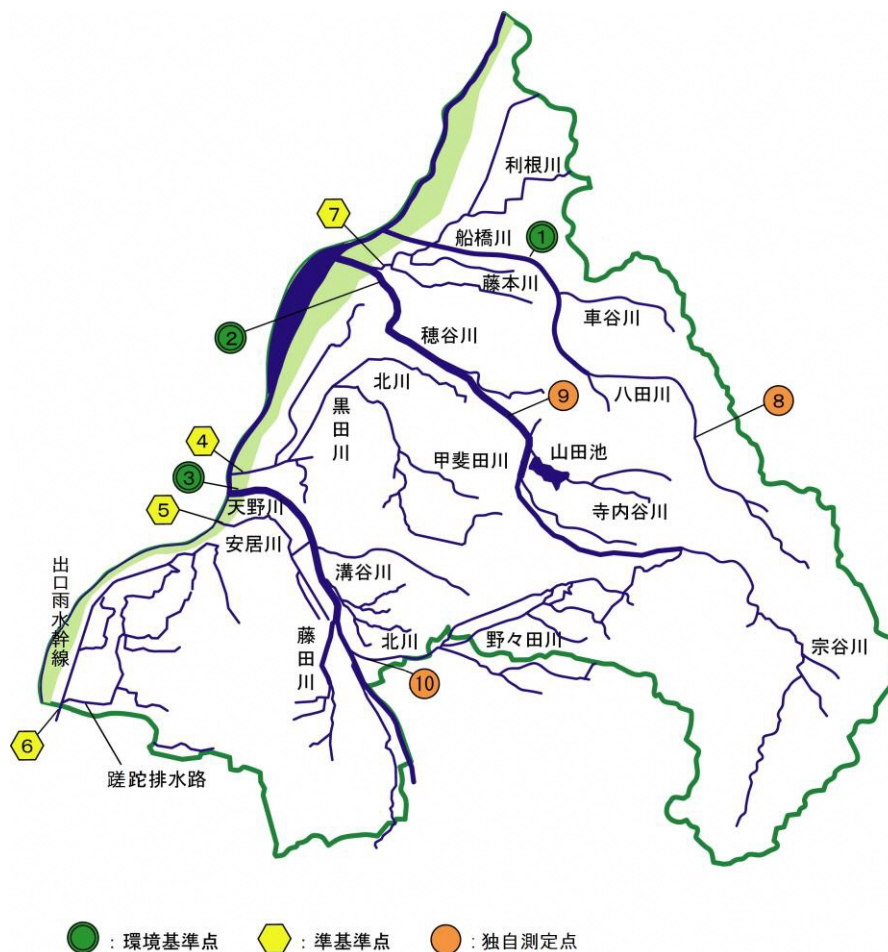
第3章 水環境

【1】河川水質の状況

市内河川の水質把握のため、河川10地点で水質調査を実施しています。

水質汚濁に係る環境基準は、有害物質等の人の健康の保護に関する環境基準と、生物化学的酸素要求量（BOD）等の生活環境の保全に関する環境基準があります。

＜河川水質調査地点＞



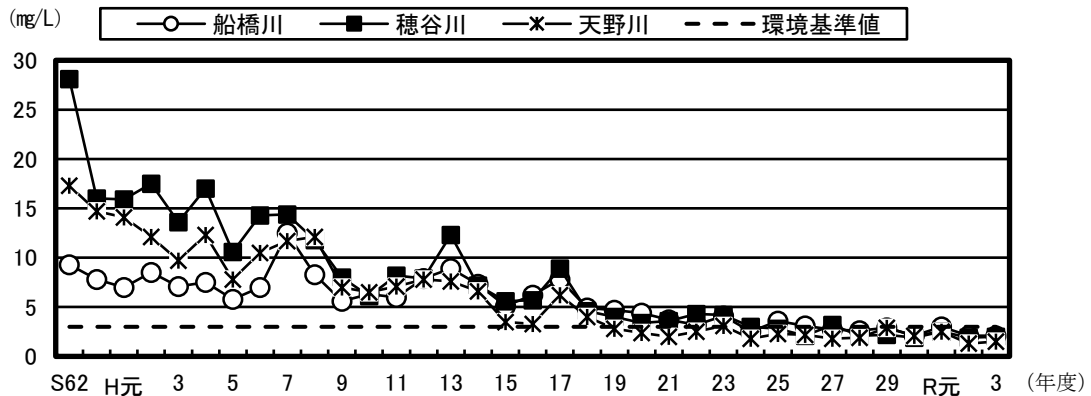
番号	河川等名	地点名	番号	河川等名	地点名
1	船橋川	新登橋上流	6	出口雨水幹線	枚方寝屋川市境
2	穂谷川	淀川合流直前	7	藤本川	淀川合流直前
3	天野川	淀川合流直前	8	船橋川	新宇治橋
4	黒田川	西ノ口樋門	9	穂谷川	穂谷川新橋
5	安居川	淀川合流直前	10	北川	北川流末

令和3年度は、河川の汚れを見る指標のひとつであるBODが、環境基準点3地点（船橋川・穂谷川・天野川）すべてで環境基準を達成しました。

また、有害物質等の環境基準について、すべての地点で達成しました。

環境基準点でのBODの75%値は、年度によって若干変動があるものの過去5年間では環境基準値以下の数値で推移しています。

<環境基準点でのBOD75%値の推移と環境基準値との比較>



(注) 75%値とは、年間の同一地点の測定データを小さいものから順に並べ、全測定回数に0.75を乗じて得られた数(n)番目に相当する測定値を示します。BODの環境基準の達成状況は、この値をもって評価します。

生物化学的酸素要求量（BOD）とは？

BODとは、河川の汚れの度合いを示す代表的な指標で、水の汚れ（有機物）が、微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量です。

この数値が大きいくほど、水中の汚れの量が多いことを示しています。

【2】地下水質の状況

地下水質の状況を把握し、地下水の保全に関する施策を適切に実施するために、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を行っています。

1. 概況調査

市域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査で、令和3年度は、楠葉丘地区、津田駅前地区及び牧野阪地区で実施し、すべての井戸で環境基準を達成しました。

2. 汚染井戸周辺地区調査

新たに汚染が発見された場合には、その広がりや原因を調べるため、周辺の井戸を調査することとしています。令和3年度は、新たな汚染が無かったため、実施していません。

3. 継続監視調査

汚染の継続的な監視が必要とされた場合には、継続監視調査を実施しています。令和3年度は、9地区で継続監視調査を行いました。なお、継続監視調査で監視をしている井戸で、汚染の改善が一定期間以上見られた場合、再度、周辺井戸を調査し、その地区での汚染の改善が確認されると、調査を終了することとしています。

第4章 土壌・地盤環境

【1】地盤沈下の状況

1. 枚方市地盤沈下水準測量

地盤沈下対策として、枚方市公害防止条例で地下水の採取規制を行うとともに、地盤沈下状況を把握するため、昭和47年に市内42地点に一級水準点を設置しています。現在は地盤沈下が沈静化しているため、3年に1回水準測量を実施しています。

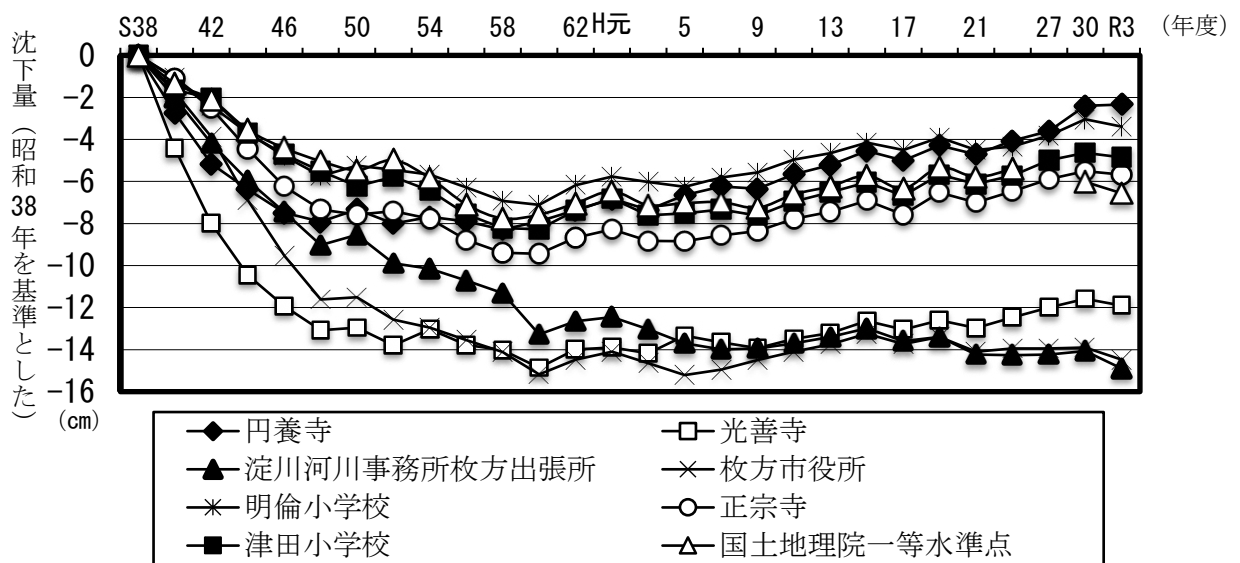
令和3年度に実施した枚方市地盤沈下水準測量の結果は、前回の平成30年度の観測値と比べて、すべての水準点で大きな変動はありませんでした。（次回実施は令和6年度）

⇒第4部資料編 P67：詳細

2. 阪神地区地盤沈下広域水準測量

国（国土地理院）と大阪府が、阪神地区地盤沈下広域水準測量の一環として枚方市内8地点で水準測量を実施しています。現在は地盤沈下が沈静化しているため、3年に1回水準測量を実施しており、最新の測量結果は令和3年度です。

＜国・大阪府水準点における経年沈下量＞



※国土地理院水準点は平成27年度に水準点の移設を行った。

3. 地下水位測定

地盤沈下は、過剰な地下水の採取により地下水位が低下し、地下の帯水層の上下にある粘土層中の水が搾り出され、圧密することにより引き起こされる現象です。このことから、地盤沈下の兆候を把握するために、市域の地下水位状況を監視しています。

令和3年度に本市が実施した5地区の地下水位の測定結果では、過年度と比較して年平均値に大きな変動はありませんでした。

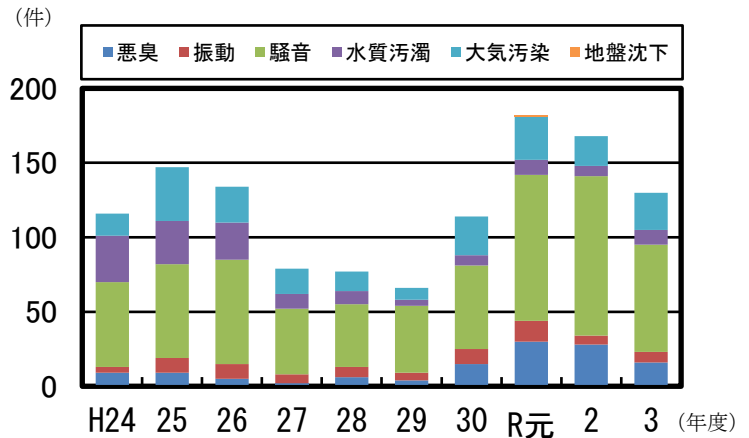
なお、本市が実施する地下水位測定のほか、平成26年4月から、枚方市公害防止条例に基づき、届出対象の揚水施設の設置者に対して、揚水施設の用途に応じて地下水位の測定・記録と市への報告を義務付け、データの蓄積に努めています。

第5章 苦情・水質事故

＜公害に関する苦情の推移＞

【1】公害苦情及び水質事故の状況

令和3年度に本市に寄せられた苦情は164件あり、その内訳は典型7公害が130件（大気汚染25件、水質汚濁10件、騒音72件、振動7件、悪臭16件、地盤沈下0件、土壌汚染0件）で、前年度より38件減少し、生活騒音など近隣住民間によるものが34件で、前年度からの増減はありませんでした。



164件の苦情のうち、生産工場以外に対する苦情が146件と全体の約89%を占め、その主なものは、建設や解体工事に伴う苦情で、86件ありました。

本市の大部分が上水道水源である淀川水系に属しており、万一、有害物質等による水質事故が発生すると、下流の水道原水に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、水質事故発生時には、下流への影響を防止するよう対策に努めるとともに、関係機関との連絡を密に図っています。

なお、令和3年度は、生活環境に影響を及ぼす程の汚濁水流入や魚のへい死等の水質事故は発生しませんでした。

第6章 化学物質

【1】環境中の有害化学物質の状況

1. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の焼却の過程等で意図せず生成してしまう物質で、発がんを促進する作用、甲状腺や免疫機能の低下を引き起こすなどの影響を及ぼすといわれています。

環境中のダイオキシン類濃度の把握のため、ダイオキシン類の調査を実施しています。

令和3年度は、大気1地点、河川水質3地点及び河川底質3地点、地下水質1地点、土壌1地点において調査し、いずれも環境基準を達成しました。

⇒第4部資料編 P68：詳細

2. アスベスト

アスベストは、繊維状の鉱物で極めて細いため、人の肺の奥まで入り込み健康影響を及ぼすおそれがあることが知られている物質です。

令和3年度は、大気中のアスベスト濃度を3日間1地点で測定し、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアと比べて低い濃度でした。

⇒第4部資料編 P69：詳細

（注）世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア

「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」

3. 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度でも長期間の曝露により、発がん性などの健康影響が懸念される物質の総称です。現在、環境省により248物質が示され、その中で健康リスクがある程度高いと考えられる23物質が優先取組物質として選定されています。

令和3年度は、環境基準値が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準を達成しました。また、優先取組物質のうち、測定法が確立している物質を2地点で測定したところ、いずれも指針値を下回りました。

⇒第4部資料編 P69：詳細

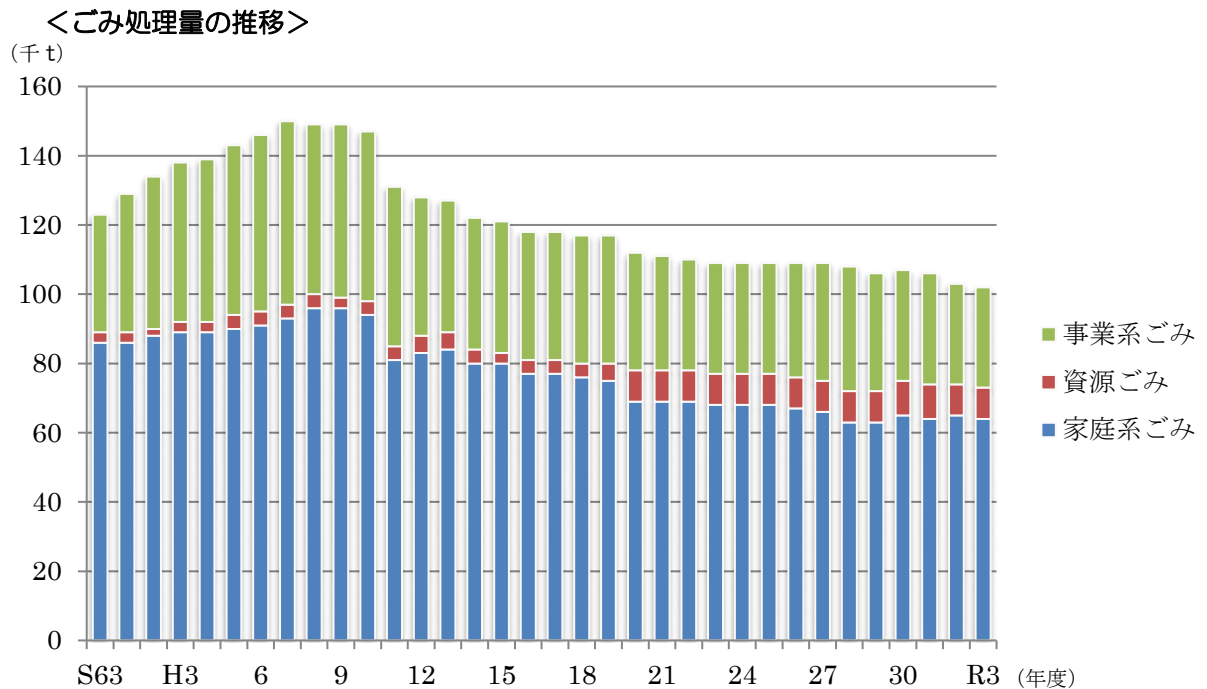
第7章 ごみの処理量

【1】ごみの状況

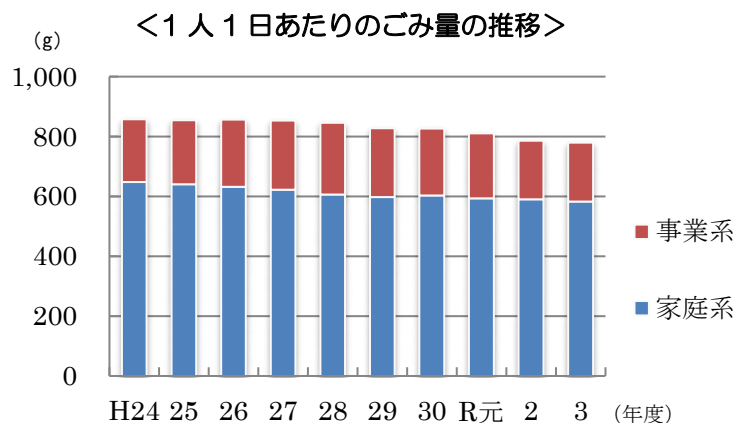
本市のごみ処理量は、平成7年度にピーク（約15万トン）を迎えた後、ごみ減量施策として、ごみ袋の無色透明・白色半透明化、粗大ごみ予約戸別収集、大型ごみ有料化や、事業系ごみ減量に向けた指導等を実施してきたことにより、減少しています。

令和3年度はピーク時の平成7年度に比べ、約5万トン（32.0%）減少し、ごみ処理量は約10万トンでした。

⇒第4部資料編P79：令和2年度のごみ処理工程及びごみ処理量



令和3年度の1人1日あたりのごみ量は780g（集団回収を含む。）で、前年度に比べて6g（0.76%）減少しました。なお、全国平均901g（令和2年度）や大阪府平均915g（令和2年度）と比較して、低い値となっています。



第3部

令和3年度における

第3次環境基本計画に基づく施策の実施状況

第1章 すべての主体が環境保全活動に取り組む

【パートナーシップ・環境教育】

第2章 脱炭素化を推進するまちをめざす 【地球環境】

第3章 自然が保全され、人と自然が共生する
まちをめざす 【自然環境】

第4章 環境負荷の少ない、資源が循環した
まちをめざす 【資源循環】

第5章 健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保
されたまちをめざす 【都市環境・生活環境】

第3部 令和3年度における第3次環境基本計画に基づく施策の実施状況

第1章 すべての主体が環境保全活動に取り組む【パートナーシップ・環境教育】

【1】市民・市民団体、事業者の環境保全活動の促進

主な取り組み

(1) エコライフ推進事業

環境に関連した啓発記事を広報ひらかたへ掲載しています。ほかにも、「ひらかたみんなでECO宣言」など環境啓発の取り組みを実施するなど、NPOや事業者などと連携・協力しながら、年間を通して環境意識の啓発に努めています。

ア 環境表彰の実施

地球温暖化防止、自然環境保護、環境教育などの活動を普及・啓発するため、熱心な取り組みをされている市民・事業者に対して環境表彰を行っています。

令和4年2月5日の「ひらかたエコフォーラム2022」において、枚方市環境表彰を個人1名と1団体に行いました。また、学校園環境表彰を10校園に個別に表彰しました。

<令和3年度 枚方市環境表彰・学校園環境表彰受賞者一覧>

種類	種別	受賞者名
枚方市環境表彰	個人	市山 二郎
	団体	農園 杉・五兵衛
学校園環境表彰	市長賞	香陽小学校
		津田南小学校
		菅原東小学校
		楠葉中学校
		蹉跎幼稚園
	教育委員会賞	春日小学校
		殿山第二小学校
		長尾小学校
		中宮中学校
		枚方幼稚園

イ 節電・省エネ行動促進事業

家庭における節電・省エネ行動を促進するため、省エネ行動と省エネ意識の向上を目的として、分電盤に取り付けるだけで、家庭の電力使用量や二酸化炭素の排出量がリアルタイムでわかる「省エネナビ」の貸し出しをしました。

また、例年は夏の電力需給ピーク時の家庭におけるエアコン利用を控えてもらうため、避暑空間として王仁公園プールや生涯学習市民センターなど、49施設を利用するよう呼びかけていますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

(2) 環境保全啓発補助事業

NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議は、市民・事業者・行政がパートナーシップを形成し、環境の保全と創造についての取り組みを積極的に行うために設立された団体で、本市では、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議が実施する環境保全活動を支援しています。

令和4年3月31日現在の個人会員数は117人（正会員65人、賛助会員52人）、非営利団体会員数は18団体（正会員17団体、賛助会員1団体）、営利団体会員数は2団体（正会員2団体）です。

令和3年度は、ひらかた環境ネットワーク会議が実施する「温暖化対策事業」、「環境講座開催事業」等に対して支援を行い、「自然エネルギー学校」、「くらわんか塾」を本市と共催しました。

(3) 枚方市地球温暖化対策協議会事業

市域における二酸化炭素の排出削減を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「枚方市地球温暖化対策協議会」を平成21年4月に市内事業者と本市で設立しました。

令和3年度は温暖化対策に関するセミナーをWEB開催し、46名の参加がありました。協議会会員企業に行った調査によると、会員企業のうち29社がエコ通勤に取り組んでおり、6月の環境月間及び12月の地球温暖化防止月間の温暖化防止活動の集中取り組みは、計126社が取り組みに参加しています。

また、協議会では、市のホームページやメールマガジンによる情報発信、会員事業者による出前授業・講座の実施、「ライトダウンキャンペーン」や「打ち水大作戦」への参加・協力、協議会PRイベント「環境広場」などの取り組みを実施しています。

令和3年度事業計画に基づき活動した延べ事業所数は、714社でした。

なお、会員数は、令和4年3月31日現在134社となっています。

(4) 住工共生環境対策支援事業

操業環境を維持しながら、周辺住民との良好な関係を築くことができる既存企業の定着を図ることを目的に、中小企業者が騒音、振動若しくは臭気を防止・軽減するための設備を新規に購入、若しくは改修し、又は建物を改修する等した場合に、一部の補助を行います。令和3年度は申請がありませんでした。

【2】ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進

主な取り組み

（1）学校版環境マネジメントシステム（S－EMS）事業

すべての教職員が環境について認識を深め、幼児・児童・生徒への環境教育活動に生かすため、平成18年度から学校園における独自の環境マネジメントの一環として、すべての市立学校園で市独自の「学校版環境マネジメントシステム」（S－EMS）に取り組んでいます。

S－EMSは、環境管理総括者（教育長）が策定した環境方針をもとに、各学校園において環境目標を設定し、目標に向けた行動計画を作成した上で、省エネルギー行動と学校園独自の環境保全の取り組みを実施するものとなっており、電気、ガス及び水道の使用量と二酸化炭素排出量については、S－EMSの趣旨を踏まえ、削減に取り組めます。

また、緑のカーテンや緑のじゅうたんの活用、幼稚園と近隣小中学校との連携活動、企業や市職員による環境学習講座の受講など、独自の環境保全の取り組みを実践しています。

これら各学校園のS－EMSの取り組みは、市による書類審査を行い、令和3年度は、審査の結果、全70学校園において環境目標に向けた取り組みの継続が確認されました。

（2）持続可能な社会の実現に向けた環境教育事業

市立小中学校において、SDGsを軸とした環境教育の推進に取り組むため、各校の環境管理推進員を対象に「持続可能な社会をつくる環境教育研修会」を実施しました。

令和3年度は、SDGsを軸とした環境教育を64校で実施しました。

（3）「ひらかたエコライフつうしんぼ」事業

環境保全への興味・関心を高めることを目的に、市内小学校4～6年生を対象とした「ひらかたみんなのエコライフつうしんぼ」を作成し、夏休みの課題として配布しています。

令和3年度は、17校の4～6年生1,590人から、取り組んだ内容・感想などの提出がありました。毎日取り組むことで、家族ぐるみの省エネルギーの意識の向上を図ることができ、地球温暖化をはじめとする環境問題により深い関心を持つきっかけとなりました。

（4）教職員環境教育関係研修事業

教職員に対する環境教育関係研修として、2年目小中学校教諭研修・授業力向上研修〔総合的な学習の時間講座〕・理科担当者研修を行っており、令和3年度は、授業力向上研修〔小学校社会講座〕においてフィールドワークを実施しました。この研修を通して、自然の大切さや環境保全の必要性をより深く知ること、学校における環境教育の充実を図りました。

(5) 保育所等への環境出前学習の実施

令和3年3月策定の「枚方市環境教育行動計画」基本目標の一つとしてそれぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習の実施を進めるため、市民団体、市民及び市職員が講師となって保育所（園）・幼稚園で環境出前学習を実施しています。

令和3年度は、パッカー車体験、しぜんハイキング、エコレンジャーショー、はがきづくり、エコ免許証の5つのメニューの出前学習を保育所（園）・幼稚園で計27回を実施し、延べ2,148人の園児が参加しました。

<環境出前学習 メニュー>

メニュー	内容
しぜんハイキング	・散策や、昆虫・植物の説明を通じての自然体験学習
パッカー車体験	・紙芝居「3つのお約束」の実施 ・パッカー車でのごみの収集体験
エコレンジャーショー	・環境破壊から地球を守る「エコレンジャーショー」の開催 ※パッカー車体験または紙芝居「3つのお約束」と同時開催
はがきづくり	・紙芝居「みるくくんのだいへんしん」の実施 ・牛乳パックからはがき作り
エコ免許証	・紙芝居「ちきゅうとのおやくそく」の実施 ・写真入りエコ免許証の発行

(6) 市民向け環境講座の実施

ひらかた環境ネットワーク会議が実施する環境講座に対して補助を行い、令和3年度は30回の環境講座を開催しました。環境講座の実施を通して、生涯学習の一環としての環境教育・環境学習を推進しました。

<令和3年度の環境教育・環境学習>

イベント名	回数	内容
環境ティールーム	7回	身近な環境について気軽に意見交換を行い、環境について考える機会を創出
環境ミニ講座	7回	普段の何気ない暮らしの中でのエコな暮らしのヒントを持ち帰るための講座
自然エネルギー学校	2回	再生可能エネルギー導入施設の見学や座学、意見交流など実施
環境くらわんか塾	1回	学校や幼稚園、地域などに出向き環境啓発活動として行う“出前授業”の担い手を養成するための講座
MY ゴーヤ	13回	温暖化防止活動の一環として、ゴーヤを栽培し、緑のカーテンを作るための講習会

(3) 環境副読本の作成

子どもたちの環境に対する関心を高め理解を深めるため、小学4～6年生を対象とした環境副読本「わたしたちの暮らしと環境」を作成し、市内すべての小学校4年生に配布しています。本市のごみの話や環境の現状、地球環境の保護、環境出前授業などを掲載しています。

令和3年度は、3,651部を配布し、副読本を活用した環境教育を行うことができました。

(4) 中央図書館エコライフコーナーの充実

中央図書館4階フロアに3R（リサイクル、リユース、リデュース）に関する図書を集めた「エコライフコーナー」を常設しています。

令和3年度は、エコライフコーナーに455冊を配架したところ、貸出冊数は608冊となり、市民の環境保護理解に役立つ読書活動を支援しました。

【3】環境コミュニケーションの推進

主な取り組み

(1) 環境情報コーナーの運用

市民が環境への理解を深め、気軽に環境に配慮した行動に取り組めるよう、環境情報の発信、環境教育、環境啓発の拠点として、サプリ村野2階に「環境情報コーナー」を設置しています。家庭の電気量を表示する省エネナビの無料貸し出しや、枚方で見ることができる昆虫の標本や天野川の魚の水槽展示、自転車発電体験などを行っています。また、ゲーム感覚の走行体験により環境にやさしいエコドライブを学ぶことのできるエコドライブシミュレーターなども常設しており、環境にやさしい行動や取り組みなどを楽しく学ぶことができます。

令和3年度は、1,677人が環境情報コーナーを利用しました。

(2) 地球温暖化対策に関するポータルサイトによる情報発信

本市ホームページにおいて、地球温暖化に関するポータルサイトの作成による情報発信として、様々な情報を集約したポータルサイトを作成し、平成31年3月に公開しました。

今後もポータルサイトを通じて省エネ施設の導入情報等、温暖化対策に資する情報の提供を行います。

(3) 「ひらかたの環境（環境白書）」・「環境データ集」の発行

「ひらかたの環境（環境白書）」は、本市の環境の状況や環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等をお知らせすることにより、環境問題に関する理解を深め、市民・事業者の取り組みを促進することを目的に、毎年度発行しています。

また、市内の河川の水質や大気の状態を継続的に監視し、年度ごとに調査結果を取りまとめ「環境データ集」として公表しています。

いずれも、市役所別館6階の行政資料コーナーにて縦覧できるほか、市内図書館で貸し出しを行っています。平成22年版以降の「ひらかたの環境（環境白書）」・「環境データ集」は市のホームページに掲載しています。

第2章 脱炭素化を推進するまちをめざす【地球環境】

【1】省エネルギー・省CO₂活動の促進

主な取り組み

(1) COOL CHOICE普及啓発推進事業

「COOL CHOICE」の趣旨を広く市民に周知し、市域の家庭部門から排出される温室効果ガスを削減するため、市役所本館に横断幕を設置し、普及啓発を実施しました。

(2) 市役所エコオフィス推進事業

ア 本市の環境マネジメントシステムについて

本市では、環境保全に率先して取り組むための一つの手段として、平成13年度から平成24年度にかけて、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得、継続し、環境保全の取り組みを推進してきました。そのなかで、環境マネジメントのノウハウを習得するとともに、職員の環境意識の高まりやエネルギー使用量の削減に向けた取り組みが定着してきたことから、環境保全活動の一層の推進とさらなる事務の効率化を図ることを目的に、本市の組織体制や活動に適した独自の環境マネジメントシステムに切り替え、平成25年度から「枚方市環境マネジメントシステム」(H-EMS)を運用しています。

イ 枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)の概要

H-EMSは、本市の環境の保全と創造に関する施策や、事務及び事業における省エネルギー・省資源の取り組みを推進するため、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)を行いながら、継続的に取り組む本市独自のマネジメントシステムです。

「第3次枚方市環境基本計画」や「枚方市地球温暖化対策実行計画」に基づく施策・事業の進捗管理のほか、「枚方市エコオフィスに関する取り組み指針」に基づくエネルギー管理やエコオフィス活動についても、システムの年間スケジュールに組み込むことにより、本市の環境配慮活動を総合的にマネジメントしています。

⇒第4部資料編P71～72：令和3年度の環境マネジメントシステムの運用

ウ 市役所における地球温暖化防止庁内対策事業

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所の事務事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制対策を推進するため、平成14年3月に「枚方市役所地球温暖化防止実行計画」を策定しました。平成25年3月には後継計画として「枚方市役所CO₂削減プラン(2013～2017年度)～枚方市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～」を、平成30年4月には「枚方市役所CO₂削減プラン(2018～2022年度)～枚方市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～」を策定し、令和4(2022)年度に温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン)を平成25(2013)年度比で14%削減、エネルギー原単位において9%削減することを目標に掲げて取り組みを行っています。

(ア) 市役所の温室効果ガス排出量

令和3年度の市役所の事務事業に伴い排出された温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）は66,414t-CO₂で、基準年度である平成25年度と比較すると17.9%の削減となり、目標を達成しています。しかし、エネルギー原単位においては、2.3%削減に留まっています。

<令和3年度エネルギー消費量実績>

項目	排出量(t-CO ₂)
エネルギー起源の温室効果ガス排出量	34,602
非エネルギー起源の温室効果ガス排出量	31,812
総排出量	66,414

項目	使用量実績(TJ)
電気使用量	700
都市ガス使用量	160
LPG使用量	3.60
灯油使用量	1.07
軽油使用量	6.68
重油使用量	3.95
ガソリン使用量	3.69
エネルギー消費原単位総量	1.097(GJ/m ³)

エ 公共工事における環境配慮

公共工事において、環境配慮型（低排出ガス・低騒音・低振動型）の建設機械の使用を行うとともに、建設リサイクル材の利用や土砂、砕石、アスファルト合材などの建設資材の再資源化を推進しています。

令和3年度も引き続き、工事発注時に環境に配慮した仕様書や設計書を作成するとともに、工事に際しては、再生材の利用、再資源化、環境配慮型建設機械の使用を実施しました。

オ 環境にやさしい公用バイク導入事業

平成22年12月に電動バイク15台を公用車として導入し、市役所、教育委員会、中央図書館、教育文化センター、ひらかた子ども発達支援センター及び東部清掃工場で継続して活用しています。

カ エコ通勤普及促進事業

環境にやさしいまちづくりを進めるため、環境負荷の少ない交通手段として、電車・バス等の公共交通機関の利用や自転車、徒歩通勤を促進しています。

枚方市地球温暖化対策協議会の会員にアンケートを行った結果、令和3年度は、独自の通勤制度等でエコ通勤に取り組む企業が29社あり、マイカー通勤の禁止・制限、公共交通機関利用促進、通勤バスの運行等を行っていました。

また、職員の通勤時における公共交通機関の利用を促進するため、6月と12月のノーマイカーデーを含む1週間をエコ通勤ウィークとして設定し、市職員に可能な範囲での公共交通機関等の利用等を呼びかけました。

(3) 市役所におけるグリーン購入の推進

環境に配慮した物品の購入・利用を進めるため、平成14年12月に「枚方市環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）推進指針」を策定し、市役所の事務及び事業を執行する上で必要な物品等について、環境に配慮した物品を選定するよう取り組みを進めています。平成15年度からは「グリーン購入実施工動計画」に基づき、毎年度目標を設定し、グリーン購入の推進及び、実績の管理を行っています。

令和3年度は、95.5%の物品について、環境に配慮した物品を購入しました。

(4) 道路照明灯LED化事業

消費電力の削減による環境負荷の軽減を図るため、市で管理している約3,200基の道路照明灯について、リース方式によりLED化を進め、合計2,360基のLED化を行いました。残存のデザイン灯については、電球交換が生じた際にその都度LED球に交換するなどの対応を行っています。

(5) 建築物省エネ法の運用

平成29年4月1日に施行された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を適切に運用することにより、建築物のエネルギー性能向上に寄与します。

【2】再生可能エネルギーの普及促進

主な取り組み

(1) 再生可能エネルギー導入等推進事業

ア 公共施設への太陽光発電施設の導入

再生可能エネルギー利用促進のため、公共施設において太陽光発電を行っています。発電した電気を施設内の設備で使用しているほか、一部の公共施設では売電を行っています。

なかでも本市が所有する最も大きな太陽光発電設備である枚方ソラパは、太陽光発電の普及拡大を図るとともに、温室効果ガスの削減を目的に、リース方式で淀川衛生事業所内の空きスペース 6,999 m²に設置され、平成 25 年 7 月から稼動しています。

本施設は環境教育に活用するとともに、売電収入によりリース料をまかない、差し引いて得た収益を地球温暖化対策事業に活用しています。令和 3 年度の年間の発電量は一般家庭約 188 世帯の年間消費電力量に相当する 675,844kWh でした。

令和 3 年度の公共施設に設置している太陽光発電設備の規模は合計 1,171.43kW、発電量は一般家庭約 326 世帯の年間電気使用量に相当する約 1,175,064kWh でした。

また、令和 8 年度内の開校に向け取り組む「禁野小学校新校舎整備事業」において、受注者と共に、設置する太陽光発電設備の発電量について検討し実施設計します。

⇒第4部資料編 P73：各施設の発電量

イ 東部清掃工場・穂谷川清掃工場におけるごみ発電

穂谷川清掃工場及び東部清掃工場において、ごみ焼却処理に係る環境負荷を低減するとともに、廃熱を利用した発電を行います。

令和 3 年度は自主管理基準値を遵守し、36,590MWh の発電を行いました。

<令和3年度における穂谷川清掃工場・東部清掃工場での発電量>

	発電量 (MWh)	発電した電気の使用方法
穂谷川清掃工場	7,548	場内電気使用設備の電力、売電
東部清掃工場	29,042	場内電気使用設備の電力、売電

【3】気候変動の影響に対する適応策の推進

主な取り組み

(1) 水を活用した暑気対策事業

市街地における夏の暑さを緩和する取り組みを行うとともに、電気に過剰に頼らない暑さ対策を普及・啓発しています。

令和 3 年度は、7 月 26 日、8 月 27 日にふれあい通りで打ち水を実施したほか「クールダウン・枚方～みんなで打ち水大作戦 2021～」として、市内各所での一斉打ち水を呼び掛けました。

(2) 緑のカーテン事業

緑のカーテンは、つる性植物で作る自然のカーテンで、日差しを和らげ、室温の上昇を抑える効果があります。

本市では、平成19年度から緑のカーテンコンテストを実施し、さらに平成21年度から緑のカーテンモニター事業として取り組む市民を募集し、ゴーヤの苗を配布しています。

令和3年度は、モニター参加者が162人、コンテスト参加が139件あり、そのうち優れた6件（企業・学校部門で3件、個人部門で3件）の取り組みを表彰しました。

また、保育所や生涯学習市民センターなど市民が多く利用する市内公共施設にゴーヤの苗を配布し、緑のカーテンの普及・啓発を図りました。

<令和3年度 緑のカーテンコンテスト受賞者一覧>

種類	種別	受賞者名
個人	最優秀賞	多田 祥子
	優秀賞	永田 正純
	優秀賞	平野 滋
団体	最優秀賞	株式会社 くらこん枚方工場
	優秀賞	枚方市立楠葉野保育所
	優秀賞	枚方信用金庫長尾支店

(3) 地域防災推進員育成事業

各校区自主防災組織の選出者と一般公募による参加者を対象に、防災に関する知識と技能を習得するための外部講師による座学や、消防吏員の指導による救出・救助用資機材や消火器の取扱い方法などの実技を行う、地域防災推進員育成研修会を開催しました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、参加者を各校区から1名としたうえで実施し、研修修了者は累計838人となりました。

第3章 自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす【自然環境】

【1】生態系の保全

主な取り組み

（1）森林環境保全事業

間伐などの森林整備を行うとともに、木材利用や普及啓発につながる事業などを実施し、森林環境保全事業を推進します。

令和3年度は、森林整備方針を踏まえ間伐などの森林整備を実施し、また林地台帳の整備を実施しました。

（2）森林ボランティア育成事業

里山保全に関する講義と実習で構成された「里山講座」を実施することにより、里山の現状や里山保全の知識、樹木観察のノウハウなどを学び、市域の里山保全に携わる「森林ボランティア」の育成に取り組んでいます。

令和3年度は、里山楽校（全6回）を開催し、18人が所定の課程を修了されました。

（3）里山保全推進事業

津田地区及び穂谷地区の森づくり委員会の開催や里山保全活動団体との意見交換会、里山関連イベント等を実施し、里山保全の取り組みを進めています。

令和3年度は穂谷地区の森づくり委員会を1回開催しました。里山保全活動団体との意見交換会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面会議としました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境フェスタ氷室ふれあい・里の駅は中止となりました。

（4）里山保全活動補助事業

第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山を保全するため、「枚方市東部地域里山保全基金」を設置しており、令和4年3月31日現在の残高は19,433,527円です。

令和3年度は、基金を活用し、里山保全活動団体6団体に枚方市里山保全活動補助金を交付し、木々の間伐や下草刈りなどの活動に必要な経費の一部を支援しました。

（5）農業被害対策事業

農業被害とともに、人的被害が発生しないよう、地元と連携し、防護柵の設置等への補助を実施するなど、イノシシ対策を行っています。

令和3年度の有害鳥獣（イノシシ）の捕獲頭数は25頭、農業被害額は39万円となりました。

(6) ふるさと生き物調査の実施

市域の自然環境の特性や野生動植物の現況と経年変化を把握するため、昭和 63 年から平成元年にかけて第 1 回自然環境調査「枚方ふるさといきもの調査」を実施しました。以降、概ね 10 年ごとに全域調査を、その間、概ね 5 年目に補完調査を実施しています。

平成 29 年度から 30 年度にかけて、補完調査となる第 6 回自然環境調査を実施し、市民調査（3 回、延べ 24 名）、公開調査会（3 回、延べ 91 名）の参加がありました。

また、枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）の報告会を平成 30 年 1 月 19 日に開催しました。

⇒第 4 部資料編 P60～66：確認種

(7) 特定外来生物の防除

「大阪府アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマの防除を行っており、捕獲頭数は年々増加しています。市民から被害の相談があった場合には、捕獲器を貸し出すとともに、捕獲後は、大阪府に措置を依頼しています。令和 3 年度は 137 頭を捕獲し措置を行いました。

(8) 有害鳥獣の捕獲許可

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく、有害鳥獣の捕獲許可を行っています。令和 3 年度の有害鳥獣の捕獲許可は 161 件でした。

【2】緑の保全と創出

主な取り組み

(1) 緑化推進事業

緑化推進を主体的に担う市民の意識の醸成と持続的な活動につながる担い手の育成を図るとともに、市民や市民団体、事業所など多様な主体と連携し、持続可能で効果的な緑化の取り組みを進めます。

令和 3 年度は、市内福祉関係施設 7 か所で高齢者が育てた花苗を公園に植栽する「花いっぱい健康づくりプロジェクト」を実施するとともに、「緑化活動団体支援補助金」による緑化活動団体の支援、新生児誕生記念苗木の配付、公園アダプトで 173 団体による特色のある公園づくり等を行いました。

<令和 3 年度に実施した緑化推進イベント・講習会等>

イベント・講習会名	日程	内容
菊花展	10 月 27 日～11 月 15 日	公共施設及びニッペパーク岡東中央などに自治会 3 団体、小中学校 37 校、幼稚園 5 園、個人 81 人の出展菊を展示。
小菊栽培講習会	4 月～10 月（全 7 回）	市民や公園アダプト活動団体を対象に小菊の育てる技術を学ぶ講座を開催。
みどりの講習会	7 月 15 日、3 月 9 日	「花しょうぶの株分け」や「たねから育てる花づくり」をテーマに講習会を開催。
花と緑の園芸楽校	9 月～12 月（全 5 回）	花を種から育てる方法や地域の緑化活動を学習・体験する講座を開催。

＜令和3年度に実施した緑化事業＞

事業名	内容
花いっぱい健康づくりプロジェクト	年2回、福祉施設7施設にて種から花を育成し、公園アダプト活動団体へ育成した花苗を譲渡。
花いっぱい運動	年3回、希望する公園・緑地等60か所に花苗を配付。
	年2回、希望する公立保育所・幼稚園・小中学校（全58学校園）に花の種子・球根を配付。
新生児誕生記念苗木配付事業	396人の新生児に誕生苗木を配付。
花と緑のまちづくり事業	花と緑の拠点づくり事業1件、施設緑化事業2件に対して補助を実施。
緑化活動団体支援事業	3団体に対して活動費の補助を実施。

（2）市道緑化推進事業

まちなかの緑地空間を創出するため、市道における街路樹の整備や維持管理を行います。

令和3年度は都市計画道路（牧野長尾線・御殿山小倉線・中振交野線・長尾杉線）における街路樹の整備推進、及び、整備済みの街路樹について、剪定・除草を実施しました。

（3）地産地消推進事業

地元農家が栽培・収穫した新鮮な野菜を直接市民に販売する、「ふれあい朝市」の開催を支援しています。市内各地で定期的に行われており、令和3年度は、8の直販団体が590回開催しました。

また、枚方市産農産物を学校給食へ供給することにより、子どもたちへの食育を推進するとともに地産地消を促進し、地域農業の振興を図っています。令和3年度の学校給食に使用した市内農産物の品目数（米・野菜）は17品目です。

また、児童の食農教育を通じて地産地消を推進するため、北河内一帯で栽培・収穫された「大阪産米」の学校給食への供給を行っています。令和3年度は、学校給食に使用する全ての米（191.9トン）を「大阪産米」としました。

⇒第4部資料編 P74：市内農産物の学校給食への利用実績

（4）エコ農産物普及促進事業

環境にやさしい農業を推進するため、「大阪エコ農産物」の普及を図っています。大阪エコ農産物の普及・拡大に向け、販売会の実施や、認証を受けた農産物のほ場に掲示するための看板を配布しました。

平成11年度から、レンゲ草を有機肥料として使うことにより、施肥量の軽減を図ることができる「レンゲ栽培米」に取り組んでいます。平成22年度からは、大阪エコ農産物認証を得て、農協ブランド「しあわせのれんげっ娘」として販売されています。レンゲ栽培は、環境にやさしい農業を推進することにより、市民により安心で安全な農産物を供給するとともに、付加価値を付けることで農業振興に寄与することを目指しています。また、景観美を楽しんでもらえることで、農業への親しみを持ってもらえるものと期待されます。

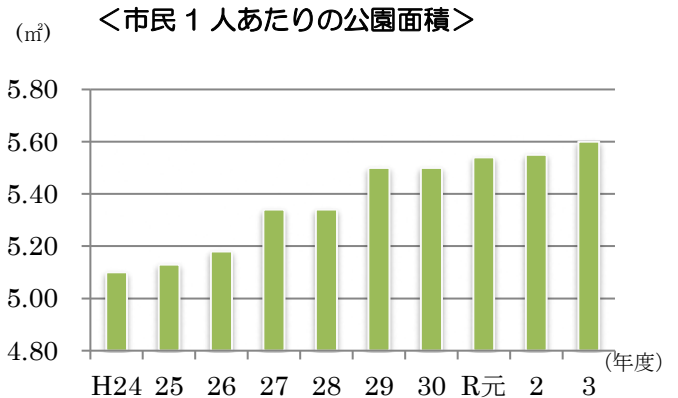
また、124の農家が、大阪エコ農産物承認申請（集団申請）を行い、エコ農産物認証申請栽培面積は約51haでした。

(5) 都市公園等維持管理事業

休息・レクリエーションの場、コミュニケーションの場として潤いを与えてくれる公園は、緊急時の避難場所としての機能も持っており、その役割は重要です。

緑豊かで美しく、快適な都市環境の形成を図るため、都市における緑とオープンスペースの果たす多様な機能に着目し、公園及び緑地を計画的かつ効果的に整備し、緑の保全及び創出を図っています。また、緑化に関する誘導、整備等についても進めています。

令和4年3月31日現在、517か所222.67haとなり、市民1人あたりの面積は5.60㎡で、この面積は、全国の1人あたりの整備面積10.7㎡（令和元年度）と比較すると低い水準ですが、大阪府の5.71㎡（令和元年度）と比較すると同水準にあります。また、公園の種類別にみると、街区公園と広域公園は比較的整備が進んでいますが、その他の公園についても、今後、整備を進めていきます。



⇒第4部資料編P75～76：都市公園の種類及び整備状況

(6) 公園整備事業

市民が日常生活の中で自然と親しめる場を確保するため、駅前花壇や公園等で草花や花木の植栽など、まちなかの公園整備を進めています。

令和3年度は、駅前花壇で草花を植栽し、また、百済寺跡公園再生整備事業で樹木植栽を実施しました。

【3】自然とのふれあいの場の確保

主な取り組み

(1) 自然保護啓発事業

自然環境を身近に感じ、大切にする心を育むため、児童とその保護者を対象とした水生生物や昆虫、植物などの自然観察会を実施しています。

ア 水辺の^{がっこう}楽校

天野川に生息する生物を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、「水辺の楽校」を大阪府枚方土木事務所との共催で、枚方いきもの調査会の協力を得て実施し、水生生物の観察や水質調査などを行っています。

令和3年度は、7月24日に実施し、児童・保護者47人の参加がありました。

イ セミの抜け殻調査と自然工作

身近にいるセミの生態について学び、知識を深めることで、自然を大切にする心を育むことを目的に、(財)大阪府公園協会山田池公園事務所、NPOシニア自然大学校淀川自然クラブの協力によって実施し、山田池公園で、セミの抜け殻を採集し、種類や数を調査した後、自然木を使った工作体験を行っています。

令和3年度は8月22日に実施し、児童・保護者34人の参加がありました。

ウ 葉っぱの観察と工作

自然とふれあい、知識を深め、自然を大切にする心を育むことを目的に、枚方いきもの調査会の協力によって、サプリ村野内に生えている樹木の葉っぱを採集し、採集した木の葉の解説や木の葉を使った工作などを行っています。

令和3年度は10月9日に実施し、児童・保護者14人の参加がありました。

エ 山田池公園昆虫教室

山田池公園に生息する昆虫を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、山田池公園昆虫教室を(財)大阪府公園協会山田池公園事務所、枚方いきもの調査会の協力で実施し、昆虫の観察や講演会などを行っています。

令和3年度は9月25日に実施し、児童・保護者33人の参加がありました。

オ 葉っぱや木の実でナチュラルアート

山田池公園に生育する植物の観察と採集、葉っぱや木の実を使った工作などを通じ自然環境の大切さを学ぶイベントとして、NPOシニア自然大学校淀川自然クラブ協力のもと実施しています。

令和3年度は11月13日に実施し、児童・保護者31人の参加がありました。

カ 自然環境を考える講演会

枚方に残る身近な自然や野生動物等の話を通じ、自然保護についての意識高揚を図ることを目的に、講演会を開催しています。

令和3年度は令和4年3月19日に開催し、36人の参加がありました。

(2) 野外活動センター活用事業

野外活動センターにおいて、野外活動を通じて子どもたちの生きる力を育むため、学校利用の促進を図るとともに、自然学習や活動プログラムの拡充を図っています。

令和3年度は枚方市立小中学校で計24校の利用がありました。

(3) プレーパーク推進事業

香里ヶ丘地区のまちなかに残された貴重な斜面緑地を活用し、子育て環境の充実と地域コミュニティの活性化を目的に、子供の冒険遊び場であるプレーパークを毎月1回実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部開催中止や利用者の制限を行いましたが、6月～3月の10回の実施で子供約538人、保護者約282人の参加があり好評を得ました。

(4) 東部清掃工場の緩衝緑地の保全・整備

大阪府アドプトフォレスト制度を活用した民間事業者による里山整備を行っており、協定

4 者による「なごみの里」記念植樹式を11月27日に開催し、約100本の桜の植樹や展望テラス、日影棚、散策路の整備が行われました。引き続き企業の環境保全活動を奨励・支援するとともに、所管用地の森林整備について効率的・効果的な維持管理に努めます。

(5) 学校ビオトープ池整備事業

児童・生徒が身近に生き物と触れ合い、自然の美しさ・生命の尊さに気づき、地域の自然と共存していく大切さを学ぶことを通して環境教育を推進するため、11の市立小・中学校において学校内に設置したビオトープ池の維持管理を行っています。

第4章 環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす【資源循環】

【1】廃棄物の発生抑制

主な取り組み

(1) ごみ減量化啓発事業

ア 4R啓発事業

ごみの減量に向けた4R（ごみを減らして環境にやさしい生活）の普及・啓発事業を推進しています。とりわけ、リフューズとリデュースによるごみの発生・排出の抑制を中心に、リユース、リサイクルについても周知・啓発を実施しています。

令和3年度は、生ごみの水切り、食品ロスの削減等に向けたキャンペーン活動を実施しました。

イ 環境教育・環境学習事業

ごみ減量についての学習として小学校4年生に対して、職員が小学校へ出向き出前授業を行っています。令和3年度は、「ごみとリサイクルの話・パッカー車収集体験」を25校で実施し、2,911人の児童が学習しました。

また、保育所（園）・幼稚園の園児5,023人に対しては、紙芝居を使って、「食べ残しをしないことや後片付けをしてものを大事にすること」、「ごみは同じ仲間に分けて捨てることについて」の環境学習を、中学校4校120人、高校1校61人の生徒に対しては「食品ロスの話」についての環境学習を実施するなど、子どもたちの発達段階に応じた環境教育・環境学習を行いました。

ウ ごみ減量講演会開催

ごみの減量化やリサイクルの推進をするため、ごみ減量講演会を令和4年2月16日に「食品ロスを減らす、冷蔵庫の収納術」をテーマに、ハウスクリーニングと片付けの専門家ハッピーライフの山崎 由香代表を講師に迎え、42名の参加者で開催しました。

エ ごみ減量フェア

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

オ 枚方市環境ポスターコンクールの開催

ごみの減量化などの環境についての関心と理解を深め、各家庭で積極的に取り組んでもらえることを目的に、小・中学生を対象とした「枚方市環境ポスターコンクール」を実施しました。令和3年度の応募総数は、小・中学校4校から計236点あり、市長賞2点、教育長賞2点、市議会議長賞2点、優秀賞7点、環境賞19点に表彰状を授与しました。

カ 生ごみ堆肥化啓発事業

生ごみの堆肥化を促進するために、NPO法人に委託し、コンポスト容器や有用微生物群（EM; Effective Micro-organisms）を用いた生ごみ堆肥化モニターの募集と講習会を行っています。

また、より簡易に生ごみの堆肥化に取り組めるよう、ダンボールを使用した生ごみ堆肥化の講習会を開催しています。

令和3年度は、コンポスト貸与・EMモニター事前講習会及び生ごみ堆肥化・土づくり講習会を3回開催しました。

＜令和3年度コンポスト容器等モニター貸与数と生ごみ堆肥化啓発人数＞

制 度 の 種 類		令和3 実績値 (世帯数)	啓発人数 (累計)
モニター 貸与	コンポスト容器	13	4,434
	EM容器	26	1,790
	ダンボールによる堆肥化	—	525

（2）清掃工場見学等環境啓発事業

令和3年度における東部清掃工場の施設見学は、緊急事態宣言中は自粛し、まん延防止期間中は、人数制限や感染防止対策を行い、6校11クラス、358人の見学を受け入れました。

また、(株)NTTドコモ関西支社と協働で、カメラ付き移動可能ロボット「Temi」を利用し、小学校2校138人へ遠隔施設見学を実施しました。

東部清掃工場のイベント「環境フェスタ氷室ふれあい里の駅」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2年連続で中止しました。

（3）ごみ減量化対策事業

廃棄物減量等推進員は、ごみ減量について地域と行政との橋渡し役となることを目的に、校区コミュニティ協議会、自治会等から推薦を受け委嘱しており、地域における市民のごみ減量意識の高揚を図っています。

令和4年3月31日現在、市内の45小学校区で580人の廃棄物減量等推進員が活動しています。

（4）家庭系ごみ有料化の検討

ごみの発生抑制やリサイクルへの誘導、ごみ減量への努力に応じた費用負担の公平性確保の観点から、家庭系一般ごみの有料化について検討を進めています。

他市の有料化実施状況等の情報収集を行うなど、検討を進めました。

【2】リサイクルの促進

主な取り組み

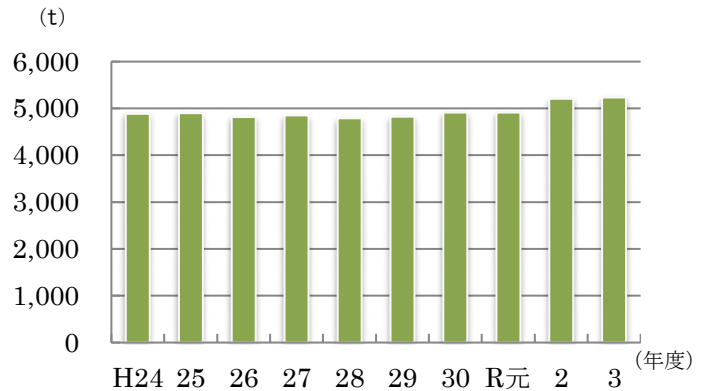
(1) ごみ資源化事業

ア ペットボトル・プラスチック製容器包装分別収集事業

枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市により、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、ごみの減量と再生資源の利用を図ることを目的に、「北河内4市リサイクル施設組合」が設立され、ペットボトル・プラスチック製容器包装の中間処理を行う北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」が完成し、全市域での分別収集を行っています。

令和3年度は約5,233トンを集集し、北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」で中間処理（選別・圧縮梱包）を行いました。

＜ペットボトル・プラスチック製容器包装分別収集量＞



イ 古紙の行政分別回収

リサイクル可能な紙類（新聞紙、段ボール、雑誌・雑がみ）の行政分別回収を令和元年6月から実施しています。令和3年度は新聞紙213,730kg、段ボール445,010kg、雑誌・雑がみ413,960kg、合計1,072,700kgを回収しました。

ウ 小型家電リサイクル事業

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、使用済小型家電の適正処理や資源の有効利用の確保を図るため、小型家電リサイクルの実施に取り組んでいます。

令和3年度は、106.09トンの使用済小型家電をリサイクルしました。

(2) 資源ごみ等持ち去り行為防止対策事業

資源ごみや粗大ごみの持ち去り行為を条例で規制するとともに、巡回パトロールの強化や制度の周知・啓発を行い、持ち去り行為の防止を図っています。

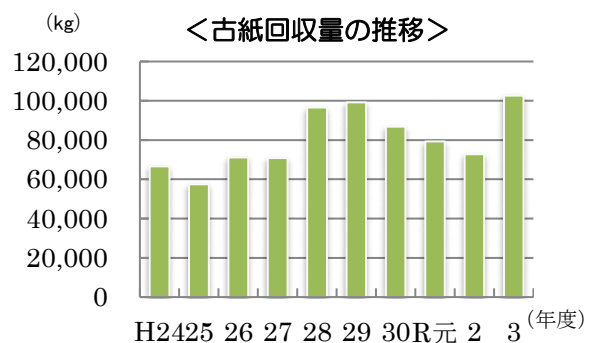
令和3年度は、3台のパトロール車で、延べ601回のパトロールを実施しました。

(3) 古紙回収事業

市役所本庁舎内から排出される廃棄物を減量するため、平成12年1月から各職場にあったごみ箱を撤去し、各フロアに「ごみステーション」を設置しています。

また、毎月第2、第4木曜日を「地球温暖化防止行動デー」として、職員が分別した古紙の回収を行っています。令和3年度は102,690kgの古紙を回収しました。

＜古紙回収量の推移＞



(4) 廃棄文書のトイレットペーパー化事業

保存期間の過ぎた廃棄文書は、古紙として再生工場に搬入し、トイレットペーパーなどにより、再資源化を図っています。

令和3年度も保存期間を満了した公文書を古紙再生処理工場に搬送、処理するため、年度前半から分別等の準備作業を進め、年度内に5回に分けて、搬送、処理を行いました。

(5) 廃油リサイクル事業

学校給食調理場から排出される揚げ物に使った後の廃油のリサイクルを行っています。令和3年度は共同・親子調理場の廃油約16.8トンバイオディーゼル燃料用に（令和2年度より開始）、単独調理場の廃油約17.8トン液体純石鹼の原料として、リサイクル業者に引き渡しました。廃油リサイクル量の合計は約34.6トンです。

(6) 図書リサイクル事業

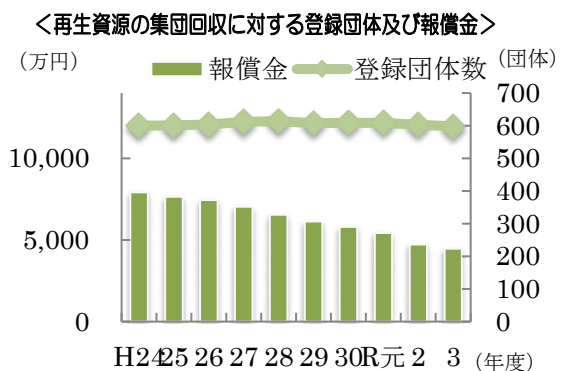
資源の有効利用を図るため、図書館で除籍した図書や雑誌を、希望者に無償で提供するコーナーを常設しています。

令和3年度は、不要図書29,932冊を団体や市民に譲り渡し、生涯学習の推進と除籍資料の有効利用や再利用につなげました。

(7) 再生資源集団回収報償金制度運用事業

平成6年度から、ごみ減量の促進とごみ問題の意識向上を図るため、子ども会や自治会などの団体が再生資源（古紙、古布等）の回収を自主的に行っている集団回収に対して報償金を交付しています。

令和3年度の登録団体数は598団体、集団回収量は11,186トン、報償金額は4,469万円でした。

**【3】 廃棄物の適正処理の推進****主な取り組み****(1) 新ごみ処理施設整備事業**

京田辺市と連携を図りながら、枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備が行えるよう取り組みます。

令和3年度は、本事業の円滑な整備の推進に取り組み、枚方京田辺環境施設組合により施設整備・運営事業者選定に係る入札手続きが進められました。

(2) 東部清掃工場焼却施設長寿命化に係る整備改良事業

東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画に基づき、第1期工事（基幹的設備改良事業）を令和3年度から7年度までの5ヶ年において計画的に実施しています。

令和3年度は、5ヶ年の第1期工事（基幹的設備改良事業）の発注を行い、当該年度の工事及び循環型社会形成補助金の交付手続きを行いました。

(3) 事業系ごみ減量指導事業

枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例に基づき、事業活動に伴って月平均2.5トン以上の一般廃棄物を排出する者（多量排出事業者）に対して、事業系ごみの減量及び適正処理を促進するため、一般廃棄物管理責任者の選任や事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めるとともに、事業所への立入を行い、事業系ごみの排出状況の確認やごみ減量のアドバイス等を行っています。

令和3年度は、多量排出事業者73事業所に対して、一般廃棄物管理責任者の選任や事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求め、立入検査を行うなど、事業系ごみの減量指導を実施しました。

(4) 産業廃棄物指導等事業

産業廃棄物の適正処理について指導を行うため、産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）及び廃棄物処理施設等に係る申請に対し、許可審査と立入検査を実施しています。

令和3年度は、許可を5件、立入検査を17件実施しました。

⇒第4部資料編 P80～82：市内で排出される産業廃棄物の状況及び処分量

<令和3年度における産業廃棄物処理業等の許可事業所の状況>

	許可の内容	事業所数
産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）	10
	うち、優良産廃処理業者	1
	特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）	3
産業廃棄物処分業	産業廃棄物処分業	12
	うち、優良産廃処理業者	4
	特別管理産業廃棄物処分業	1
	うち、優良産廃処理業者	1
廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設	8
	一般廃棄物処理施設	3

（注）優良産廃処理業者とは、遵法性、透明性及び環境配慮等の優良に係る基準に適合する、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者をいう。

(5) 清掃工場運営管理事業

穂谷川清掃工場・東部清掃工場において、環境法令の基準値及び自主管理基準値を遵守し、搬入されたごみの適正な処理を行いました。

第5章 健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす

【都市環境・生活環境】

【1】人と環境に配慮したまちづくりの推進

主な取り組み

（1）環境影響評価制度

環境影響評価とは、開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者が事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度です。

本市では、平成5年10月1日（平成27年12月14日全部改正）から枚方市環境影響評価条例を施行しています。

また、同条例第36条に基づき枚方市環境影響評価審査会を設置し、市長の諮問に応じて、環境影響評価に関する重要事項を調査・審議しています。

（2）環境影響評価制度の運用

事業者が開発行為等を実施するにあたり、環境に配慮した開発へ誘導するために、「枚方市環境影響評価条例」を適正に運用します。対象となる事業は、規模が大きく、周辺の環境に及ぼす影響が著しいものとなるおそれがあるものとして、条例で定める事業であり、令和4年3月31日現在、環境影響評価が実施された事業は14件です。

⇒第4部資料編P77：環境影響評価条例に基づく事業一覧

（3）公共交通利用促進（モビリティ・マネジメント）事業

市民・事業者等と連携・協力し、公共交通の利用促進と環境にやさしい交通体系の確立に向けた取り組みを推進しています。

令和3年度は、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議の協力を得て、公共交通が環境に優しく便利であることをPRするために、バスや鉄道路線をわかりやすく表示した「ひらかた交通タウンマップ」を10,000部作成し、市内公共施設に配架するとともに、市内転入者へ配布しました。路線バスを利用し、乗り継いで市内の名所などを巡るイベント「バス！のってスタンプラリー」については、10月1日～1月10日までの期間を設けて実施しました。

(4) 幹線道路整備事業

交通渋滞を緩和するとともに、安全な交通環境を確保するため、市域の東西幹線道路である牧野長尾線や中振交野線、御殿山駅と小倉東町地区を結ぶ御殿山小倉線、市東部地域の補助幹線道路である長尾杉線の整備を進めています。

<令和3年度の取り組み内容>

路線名	取り組み内容
牧野長尾線	用地再取得（土地開発公社）、整備工事
御殿山小倉線	用地再取得（土地開発公社）、整備工事
中振交野線	用地再取得（土地開発公社）、整備工事
長尾杉線	用地再取得（土地開発公社）、整備工事

(5) 樟葉駅前ロータリー改良事業

樟葉ロータリーでは、朝夕の通勤、通学の時間帯に、交通混雑が発生しており、路線バス等の運行に支障が出ています。本事業では、現地調査結果をもとに課題を抽出し、ソフト面、ハード面の双方から検証した対策案により効率的、効果的な改良工事を行います。

令和3年度は、昨年度から引き続き実施している改良工事を完了しました。

(6) 京阪本線連続立体交差事業

枚方公園駅付近から香里園駅付近間の鉄道の高架化を行い、踏切をなくすことにより、交通渋滞や事故の解消、都市交通の円滑化および分断されていた市街地の一体化を図ります。

令和3年度は、用地取得業務の実施、さらに高架工事着工に向けた工事説明会を地元に向けて開催しました。

(7) 光善寺駅周辺まちづくり事業

光善寺駅西地区にて、組合施行の市街地再開発事業による都市計画道路北中振線及び駅前広場と施設建築物の一体的な整備を図るため、本市は当該組合に対し、財政的・技術的支援を行っています。

令和3年度は、事業計画の変更認可を行い、権利変換計画認可に向けた手続きを開始しました。

(8) 新設共同住宅へのカーシェアリングの導入促進

新設共同住宅へカーシェアリングを導入した場合、必要駐車場設置台数に含むこととしました。

(9) 建築協定・まちづくり支援事業

建築協定制度は、地域の住民が地域の特性を生かし、自発的に建築基準法の基準以上のルールを取り決め、良好な住環境を保全することを目的として、お互いに守り合う制度です。

建築協定を結ぼうとする地域及び協定の更新を控えた地域に対する職員による出前講座や、自治会などの建築協定の締結を推進されてきた組織に対して印刷費、郵送費、看板製作費等の補助を行う「建築協定締結補助金制度」により、積極的に地域の自主的なまちづくりを支援しています。令和4年3月31日現在、協定締結地区数は37地区です。

⇒第4部資料編 P78：建築協定地区一覧

(10) 地区計画制度の運用

より良好なまち並みの形成や保全を図るため、地区の状況や特性に応じて定められた地区計画制度を運用し、届出の審査、勧告を行います。令和3年度は地区計画の区域内における行為の届出が11件ありました。

【2】美しいまちなみの確保

主な取り組み

(1) プラごみ削減・ポイ捨て防止推進事業

市民・市民団体・事業者・行政が連携・協力し、プラスチックごみ等ポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた4Rの取り組みを推進するため、協力店舗で啓発ポスターを掲示しました。

令和3年1月から、使い捨てプラスチックの使用削減やポイ捨て・置き去りごみゼロに向けて「ひらかたプラごみダイエット行動宣言」への参加を広く市民に呼びかけ、令和4年3月末現在でのべ3,677人の参加がありました。

(2) 公共場所のアダプトプログラム事業

環境美化に対する意識の向上を図るとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップにより行う地域環境美化活動を推進することを目的に、平成13年度から「アダプトプログラム」を試行し、平成14年から本格実施しています。

令和3年度は、77団体が道路や緑地帯などの公共の場所において、清掃や花の植栽などの美化活動を行いました。また、自治会等が行う地域清掃について、令和3年度は226団体が各地域で清掃活動をされました。これらの清掃活動に対し、本市は、ごみ袋等の配布やごみの回収等の支援をしました。

また、大阪府アダプト・プログラム37団体や、国のボランティアサポートプログラム3団体の清掃活動について、本市は、ごみの回収等の支援を行いました。

ア 道路アダプト事業

公共場所のアダプトプログラム事業のうち、本市が管理する道路を対象に、道路アダプト事業として、花苗の提供など、地域環境美化活動を支援しています。

令和3年度は、13団体が、本市が管理する道路において花の植栽などの美化活動を行いました。

イ 公園アダプト制度推進事業

地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく「公園・緑地のアダプト制度」を推進し、地域環境美化活動を実施しています。

令和3年度の登録団体は173団体で、249か所の公園において活動しています。

(3) まち美化啓発事業

市民の環境美化に関するモラル向上と快適な生活環境を確保するため、ポイ捨て防止キャンペーン、ポイ捨てや犬のふん放置を防止する啓発看板の配布、広報ひらかたやエフエムひらかたの活用など、環境美化に関する様々な啓発活動を推進しています。

令和3年度は、ポイ捨て防止の啓発看板を120枚、犬のふん放置禁止の啓発看板を332枚配布したほか、市民団体が行う、犬のふん放置ゼロをめざすイエローカード作戦の支援を行いました。

(4) 歩きタバコ対策推進事業

枚方市路上喫煙の制限に関する条例の周知を図るとともに、路上喫煙禁止区域の周知等の啓発を行っています。

令和3年度は、路面シールの張替えや、歩行喫煙防止啓発看板を27枚配布し、路上喫煙による迷惑行為や吸殻ごみのポイ捨ての防止に努めました。

(5) 環境美化推進事業

天野川、船橋川及び穂谷川の清掃活動を「ひらかたクリーンリバー」と位置付け、清流の復活、環境保全意識の向上等を目指し、本市や各主催者が募ったボランティアにより、河川敷のごみを拾う清掃活動を実施しています。

本市及び府枚方土木事務所は、軍手やごみ袋の支給、処分等を支援として行っています。

<令和3年度の各清掃活動の概要>

清掃活動名	実施日	概 要
天の川クリーン&ウォーク	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	校区コミュニティ協議会・学校・市民団体・企業等で結成した天の川再生実行委員会の主催で実施しています。本市と大阪府は、事務局として参画・支援しています。
船橋川クリーンリバー	令和3年10月2日	枚方企業団地協同組合の主催で、下田近橋から国道1号線にかけての清掃を実施しています。
穂谷川クリーンリバー	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	牧野駅から穂谷川橋は本市と大阪府の共催により、長ヶ嶽橋から出屋敷橋は地域住民により、実施しています。

(6) 良好なまちなみ形成事業

地域の特性を活かした個性と魅力ある景観形成を行うため、景観計画及び景観条例に沿った良好な景観形成をめざします。また、屋外広告物条例の周知・啓発のほか、枚方宿街道沿いに残された貴重な町家の保全や歴史的な修景について支援します。

令和3年度は、枚方市屋外広告物条例制度の周知及び安全啓発を推進するため、京阪枚方市駅周辺で広告物を掲出している店舗を対象にパトロール活動を行いました。専門的知識を有する景観アドバイザーの助言を聴くことのできるアドバイザー会議を2回開催するとともに、2件の修景助成を行いました。

(7) 空き家・空き地対策推進事業

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要とされています。

令和3年度は、空き家・空き地の有効活用にむけた啓発・情報提供の取り組みとして、空き家の利活用に関するオンラインセミナーの開催および個別相談会を行いました。また、補助制度の利用拡大に向け、住宅展示場での出展や、納税通知書へのチラシの同封、SNSによる発信など行い、更なる周知・拡散に努めました。管理不良な空き家・空き地対策の取り組みとして、覚知できていなかった特定空き地等の所有者の居所を確認し、所有者自ら対応するよう指導を行いました。

(8) 不法投棄防止対策事業

不法投棄を防止するため、不法投棄多発地域を中心に、定期的なパトロールの実施や監視カメラ、啓発看板の設置を行っています。

(9) 不法屋外広告物対策事業

屋外広告物法など関連法令に基づき、まちの美観を損なう不法屋外広告物の対策を推進しています。

令和3年度は、不法屋外広告物追放推進団体・推進員制度により不法屋外広告物 275 枚を撤去しました。

【3】良好な生活環境の確保

主な取り組み

(1) 公害防止啓発事業

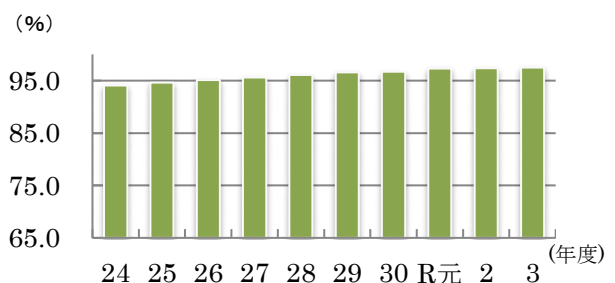
市民の水環境への関心を高めるため、広報ひらかたやエフエムひらかたの活用、学習会や各種イベント等の開催を通して啓発事業を行っています。本市の河川や大気の状態についての情報を発信し、市民一人ひとりの意識の向上を促すことで水環境等の更なる改善を図っています。

(2) 公共下水道（污水）整備事業

下水道事業は、トイレの水洗化など生活環境を向上させるだけでなく、水路・河川などの公共水域の水質改善を図り、快適な水環境を創造するなど、市民生活に欠くことのできないライフラインとして、重要な役割を担っています。

令和4年3月31日現在の公共下水道整備人口普及率は97.5%で、整備面積は3,472ha、整備人口は386,486人となりました。

＜公共下水道整備人口普及率の推移＞



⇒第4部資料編 P81：流域下水道別整備状況

（３）生活排水適正処理啓発事業

公共下水道や浄化槽で処理されず、河川や水路に流される炊事、洗濯や入浴など日常生活に伴って排出される生活排水が、水質汚濁の要因となっています。

こうした生活排水の適正処理に関する基本的な方針や取り組みを定めた「枚方市一般廃棄物処理基本計画」（令和４年３月改定）に基づき、公共下水道の整備や公共下水道への未接続家庭の解消、生活排水に関する啓発などを推進しています。

令和４年３月３１日現在の生活排水適正処理率は**98.6%**となりました。

（４）保水性舗装及び透水性舗装道路整備の促進

雨水の流出抑制及び舗装面の温度上昇の抑制のため、道路を整備する際は保水性・透水性に優れた材料を使用しています。

令和３年度は、中振交野線等の車道部分に排水性舗装を、また、御殿山小倉線等の歩道部分に透水性舗装を行いました。

（５）公用車における低公害車等の導入

「枚方市低公害車等導入指針」に基づき、公用車にハイブリッド車、天然ガス車、低排出ガス認定基準かつ燃費基準早期達成車などの、大気汚染物質の排出が少なく燃費性能が優れている車（低公害車等）の導入を計画的に進めています。

令和３年度は、低公害車等を**５**台導入しました。

（６）浄化槽の適正管理

浄化槽は、微生物の働きを利用してし尿等の汚水を浄化する施設で、下水道の未整備地域等に設置されます。戸建住宅で利用する小型のものから住宅団地や集合住宅の建設に伴って設置される大規模なものまで、様々な大きさのものがあり、定期的な維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の原因となることから、浄化槽法では適正な維持管理が義務付けられています。

そのため、同法に基づく浄化槽の設置の届出等の受理や保守点検や清掃、法定検査等、適正な維持管理の指導・啓発を行うとともに、平成**26**年**4**月に「枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定し、登録要件を満たす業者に登録証を交付しています。

令和３年度は浄化槽の設置届出**24**件、廃止届出**1,518**件、休止、変更その他届出**30**件を受理しました。

(7) 事業者への公害防止の指導**ア 事業者への公害防止の指導（水質）**

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく申請、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び枚方市公害防止条例に基づく届出等の審査を行うとともに、公共用水域へ排水する工場及び事業場に対し、立入検査や排水基準の遵守状況の確認を行っています。下水道区域は、下水道法や枚方市下水道条例に基づき届出等の審査を行うとともに、立入検査や排除基準の遵守状況の確認を行い、適切な指導を行い、良好な水環境の保全を推進します。

地下水汚染は、工場や事業場などで使用する有害物質によるもの、不法投棄された廃棄物から発生したもの、天然に存在する物質によるものなど様々であり、汚染の広がる経路は地盤環境の状況によって変化するため、汚染原因と範囲の特定は困難であり、継続的な地下水質調査が必要です。また、汚染の浄化には多額の費用と長い時間を要するため、未然防止が重要であり、工場及び事業場で使用する有害物質の使用状況の把握や、適正な管理を指導し、地下水汚染の未然防止を図り、地下水汚染が確認された場合は、原因物質の使用履歴がある周辺の工場及び事業場に対し、敷地内の調査を行うよう指導しています。

⇒第4部資料編P83：地下水の浄化対策の概要

イ 事業者への公害防止の指導（大気）

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の審査を行うとともに、特定施設等を設置する工場及び事業場に対して、立入検査や規制基準の遵守状況の確認を行っています。

併せて、浮遊粒子物質や光化学オキシダント対策の一環として、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、揮発性有機化合物の排出抑制に努めるよう指導を行っています。

また、ペット霊園に関して、火葬に伴う煙などの悪臭問題に対応するため、平成30年3月に「枚方市ペット霊園の設置等に関する条例」を制定し、防臭、防じん対策について火葬施設の設置時の許可や、移動火葬車に対しては届出制度の中で適正な指導を行っています。

ウ 事業者への公害防止の指導（騒音・振動）**(ア)工場・事業場に対する規制**

騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び枚方市公害防止条例に基づく届出の審査を行うとともに、特定施設等を設置する工場及び事業場に対して、立入検査や規制基準の遵守状況の確認を行っています。

本市では、指定した地域において時間の区分及び区域の区分ごとに規制基準を定めており、大阪府生活環境の保全等に関する条例により、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない地域や特定施設を有しない工場及び事業場にも範囲を広げて規制しています。

(イ)建設作業に対する規制

騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、くい打機などによる著しい騒音または振動を発生する作業を特定建設作業として、規制基準を定め、事前の届出を義務付けています。

特定建設作業の届出段階で審査を行い、低騒音・低振動工法の採用や防音・防振対策などの指導を行っています。

(ウ)建築物の解体工事に伴う事前周知

建築物の解体工事に伴う騒音、振動、粉じんなどによるトラブルを未然に防止するため、「枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱」を平成20年10月に施行しました。

建築物の解体工事を実施する際には、解体床面積の合計が80㎡以上のもの、または、特定建設作業実施の届出を伴うものについて、本要綱に基づき、事業者に対して標識の設置と周辺住民等への周知を指導しています。

エ 事業者への公害防止の指導（土壌汚染・地盤沈下）

(ア)土壌汚染対策

土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会を捉え土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けています。

調査の結果、土壌汚染が判明した区域は、公表するとともに、市のホームページに区域情報を掲載しています。また、人の健康被害が生じるおそれのある区域については、汚染の除去など必要な措置を指導しています。

さらに、無秩序な土砂埋立てに伴う有害物質の混入等による土壌の汚染を防止し、良好な生活環境を確保するために、枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例を令和元年10月から施行し、適切な規制指導を行っています。

(イ)地下水採取規制

枚方市公害防止条例では、地盤沈下防止のため、地下水の採取規制を行っています。

平成26年4月に、地下水採取について許可制から届出制へ移行し、採取量の削減努力の対象を動力を用いて地下水を採取するすべての揚水施設設置者とししました。届出対象の揚水施設の設置者に対しては、揚水施設の用途等に応じて、構造上の基準や、地下水採取量の報告義務のほか、地下水位の測定・記録及び報告義務を規定し、市と採取者による地盤環境の監視を行っています。

オ 事業者への公害防止の指導（化学物質）

(ア)化学物質管理制度

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下P R T R法）や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場から環境中に排出された化学物質等を把握するとともに、立入検査等により化学物質の適正管理・使用について指導を行っています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、化学物質の管理計画、管理目標の決定及び達成状況の届出や取扱量等の届出について定め、化学物質による環境リスクのさらなる低減を図っています。

(イ) アスベスト対策

アスベストについては、平成17年6月の健康被害の報道を契機に大きな社会問題となったことから、国によるアスベスト対策により、現在では、アスベスト製品の製造が全面的に禁止されています。

アスベストはその特性から、昭和30年代以降、ビル等に耐火、耐熱、防音などの目的で大量に使用されていた時期があり、それらの解体時における飛散を防止するために、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、工事前のアスベストの使用の有無の事前調査並びにアスベストを使用している建築物等を解体、改造及び補修する際に、事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守等が義務付けられています。事前届出の1つである、アスベスト除去に関する作業実施届出が提出された場合には、事前に立入検査を実施し、作業基準の遵守状況等を確認するなど、飛散防止対策の徹底を図っています。また、令和2年6月に大気汚染防止法の一部を改正する法律が公布され、段階的に規制が強化されるものについて事業者への周知に努め、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底させることで、さらなる環境リスクの低減を図っています。

(8) 環境監視事業

ア 水質の環境監視

河川及び地下水の水質を調査することにより、水質の状況や環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行っています。

イ 大気環境監視

継続的に市域の大気汚染状況を監視することにより、大気環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行っています。

ウ 騒音の環境監視

環境における騒音や振動の調査を行うとともに、ホームページで情報提供を行っています。道路に面する地域で7地点、一般地域で8地点の環境騒音モニタリング調査を実施し、7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表しています。

エ 地盤沈下の環境監視

地盤沈下の状況を把握するため、水準測量の実施及び地下水位を監視するとともに、ホームページで情報提供を行っています。3年に1回水準測量を実施しており、令和3年度に市内42地点の一級水準点の測量を行ったところ、すべての地点で大きな変動はありませんでした。

オ 有害物質等の環境監視

有害大気汚染物質やダイオキシン類、アスベスト濃度を調査することにより、環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行っています。

⇒第4部資料編 P68～69：環境中の化学物質の状況

第4部

資料編

第4部 資料編

【1】枚方市環境基本条例

平成10年3月27日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針(第8条)

第2節 環境基本計画(第9条・第10条)

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策(第11条―第23条)

第3章 地球環境の保全の推進(第24条・第25条)

第4章 環境審議会(第26条)

附則

人は、空気、水、大地、太陽などの自然の恩恵のもとに生存してきた。

私たちの枚方市は、大阪と京都の中間に位置し、豊かな自然と歴史、文化に恵まれて、生命をはぐくみ発展してきた。

しかし、都市化の進展や資源・エネルギーの大量消費などを伴った社会経済活動は、生活の利便性を高める一方、身近な自然を減少させ、環境への負荷の急速な増大をもたらし、私たちを取り巻く生態系の微妙な均衡と循環にも影響を及ぼすこととなり、すべての生き物の生命の源であり、人類の存続の基盤であるかけがえのない環境が地球規模で損なわれつつある。

もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

このため、私たちは、豊かな環境の恵みを享受する一方で環境に対して様々な影響を与えていることや、地域の環境を良好に維持することが地球環境の保全につながることを理解し、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、すべての市民の参加と協働によって地域の健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある快適な環境を創造していくよう取り組まなければならない。

この認識のもとに、市民憲章の理念を踏まえ、人と自然とのふれあいが保たれ、景観・歴史・文化など地域の特性を活かした快適で住み良く、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な“環境を思いやるまち枚方”を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造(以下「環境の保全と創造」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。
- (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現を目指すべきこと。
- (3) 地域における多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
- (4) 地球環境の保全が人類共通の課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ積極的に推進すべきこと。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、事業者及び市民の自主的な環境の保全と創造に関する活動への取組の支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第6条の2 市、事業者及び市民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすとともに、協働して環境の保全と創造に関する施策及び活動を推進するように努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第8条 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により豊かな生態系が保持されるとともに、河川等の水辺地、農地、里山等の自然を適正に保全し、人と自然とのふれあいが図られること。
- (3) 環境に配慮した秩序ある住環境の創出を図り、安全で良好な都市環境が形成されること。
- (4) 水や緑に親しむことができる生活空間の創出、地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、快適な環境が創造されること。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、資源循環型の社会が構築されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全が推進されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、枚方市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、当該事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、経済的な助成等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるように努めるものとする。

(公害に係る被害救済)

第14条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等)

第15条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全に資する公共施設の整備を推進するものとする。

- 2 市は、公園、緑地等の公共施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参加)

第16条 市は、環境の保全と創造に資する施策を実施するに当たり、その施策を効果的に推進するため、市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力等が得られるように努めなければならない。

(環境教育及び学習)

第17条 市は、市民、事業者及び民間団体が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全と創造に資する活動を行う意欲が増進されるように、施設の整備及び充実に図るとともに、環境の保全と創造に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実等に係る必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実)

第19条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査研究の充実及び情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境情報の公開及び提供)

第21条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を公開し、適切に提供するように努めるものとする。

(広域的連携)

第22条 市は、環境の保全と創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(推進体制)

第23条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものとする。

第3章 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活が地球環境の保全と密接に関係することにかんがみ、市の施策に協力し、地域における地球環境の保全のための活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

(地球環境の保全に関する国際協力への貢献)

第25条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と連携し、国際協力に貢献できるように努めるものとする。

第4章 環境審議会

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。

- (1) 環境基本計画に関する事項

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項

- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者

- (2) 関係行政機関の職員

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 7 臨時委員は、特別の事項の調査審議に関し適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 8 審議会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(平11 条例 11・一部改正)

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第11号抄)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成18年6月16日条例第31号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

【2】環境行政推進本部

＜令和3年度 環境行政推進本部における審議状況＞

開催年月日	審 議 の 内 容 等
令和3年7月28日	・第2次枚方市環境基本計画の目標達成状況と第3次枚方市環境基本計画に基づく事業計画について ・枚方市環境マネジメントシステム(H-EEMS)の取り組みについて ・2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取り組みについて ・今後のスケジュールについて

【3】審議会等

1. 環境審議会

＜令和3年度 枚方市環境審議会における審議状況＞

開催年月日	審 議 の 内 容 等	
令和3年7月15日	第1回 部会	・地球温暖化対策をめぐる社会状況の変化について ・市民・事業者アンケートの実施について ・ワークショップの実施について ・計画の基本的事項と施策の方向性の考え方について ・今後のスケジュールについて
令和3年8月18日	第1回 全体会	・枚方市環境基本計画等の進捗について ・令和2年度の環境の状況について ・第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に向けての取り組みについて ・今後のスケジュールについて
令和3年10月1日	第2回 部会	・市民・事業者アンケートの結果について（速報値） ・枚方市の地域特性について ・第2次計画と「2050年実質ゼロ」と「SDGsのゴール」との関係について ・地域脱炭素モデルのイメージ（案）について ・今後のスケジュールについて
令和3年11月19日	第3回 部会	・市民・事業者アンケート、高校生ワークショップの結果について ・第2次計画における枚方市の目標について ・第2次計画と「SDGsのゴール」との関係について ・地域脱炭素モデルや重点事業のイメージ（案）について ・今後のスケジュールについて
令和3年12月24日	第4回 部会	・高校生アンケートの結果について ・第2次計画の目標達成に必要な活動量と計画に位置付ける施策（素案）について ・部会検討内容の中間報告（案）について ・改正地球温暖化対策推進法への対応について ・今後のスケジュールについて
令和4年1月24日	第2回 全体会	・地球温暖化対策実行計画策定部会の審議経過の中間報告について ・今後のスケジュールについて

開催年月日	審 議 の 内 容 等	
令和4年 2月14日	第5回 部会	・「脱炭素ロードマップ」と「脱炭素先行地域」について ・今後のスケジュールについて
令和4年 3月 2日	第6回 部会	・第2次計画に位置づける施策体系と具体的な施策について ・第2次計画の取り組み指標について ・第2次計画の構成及び推進体制・進行管理について ・今後のスケジュールについて
令和4年 3月15日	第7回 部会	・第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的な考え方について（部会報告案） ・今後のスケジュールについて
令和4年 3月25日	第3回 全体会	・第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的な考え方について（部会報告） ・今後のスケジュールについて

2. 廃棄物減量等推進審議会

<令和3年度 枚方市廃棄物減量等推進審議会における審議状況>

開催年月日	審 議 の 内 容 等
令和3年6月30日	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（諮問） ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて ・令和2年度までの枚方市生活排水処理の進捗について
令和3年8月17日	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて
令和3年9月29日	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて ・第2次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて ・今後のスケジュールについて
令和3年10月27日	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び第2次生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて（答申） ・今後のスケジュールについて
令和4年3月10日	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて ・令和4年度一般廃棄物処理実施計画（案）について ・事業系ごみ処理手数料について

3. 枚方市空家等対策協議会

<令和3年度 枚方市空家等対策協議会における審議状況>

開催年月日	審 議 の 内 容 等	
令和3年5月10日	第1回計画作成部会	・第2次枚方市空家等対策計画（素案）について ・今後のスケジュールについて
令和3年5月10日	第1回審査部会	・特定空き地等について（経過報告） ・管理不良な空家等及び空き地等について（経過報告）
令和3年8月31日	第2回計画作成部会	・答申（案）について
令和3年8月31日	第2回審査部会	・特定空き地等及び所有者による対応が行われていない空き家について
令和4年2月14日	第1回全体会	・部会の設置について ・枚方市における空き家対策の状況について（報告）
令和4年2月14日	第1回計画管理部会	・第2次枚方市空家等対策実行計画について
令和4年2月14日	第1回審査部会	・管理不良家屋の状況について

4. 環境影響評価審査会

<令和3年度 枚方市環境影響評価審査会における審議状況>

開催年月日	全体会・部会	審 議 の 内 容 等
令和3年11月22日	全体会	・会長、副会長の選出について ・（仮称）村野駅西土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について
令和4年3月15日	全体会	（仮称）茄子作土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について

5. 風俗営業等審査会

<令和3年度 枚方市風俗営業等審査会における審議状況>

開催年月日	審 議 の 内 容 等
令和3年8月17日	枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業に係る一般旅館かラブホテルの判断等の審査について

【4】自然環境

1. 保存樹林

＜令和3年度における枚方市内の保存樹林＞

指定年月日	所在地	主要な樹種
昭和49年12月27日	山之上 (山田神社境内)	アラカシ・コナラ・ アオハダ・スギ他
昭和50年7月14日	楠葉丘 (交野天神社境内)	アラカシ・コナラ・ クロキ・ヒノキ他
昭和50年7月14日	船橋本町 (二ノ宮神社境内)	クスノキ・ヒノキ・ アカラシ・スギ他
昭和50年10月1日	長尾宮前 (長尾菅原神社境内)	コジイ・アカラシ・ コナラ・アカマツ・ヒノキ他
昭和52年10月7日	村野本町 (村野神社境内)	アカラシ・カナメモチ・ コナラ・クスノキ他
昭和52年10月26日	茄子作 (茄子作春日神社境内)	コナラ・サカキ・ ヒノキ・クスノキ・マダケ他
昭和55年6月13日	渚本町 (御殿山神社境内)	コナラ・アラカシ・ アベマキ・アカマツ・モウソウチク他
昭和57年9月6日	招提南町 (日置天神社境内)	コナラ・クロバイ・ アカマツ・ヒノキ他
昭和58年10月6日	枚方上之町 (意賀美神社境内)	ムクノキ・クスノキ・ アラカシ・アベマキ他
平成6年12月1日	藤阪天神町 (藤阪菅原神社境内)	コナラ・アラカシ・ アカマツ・クスノキ他
平成24年4月1日	田口山 (山田神社境内)	アカマツ・クスギ・ マダケ他

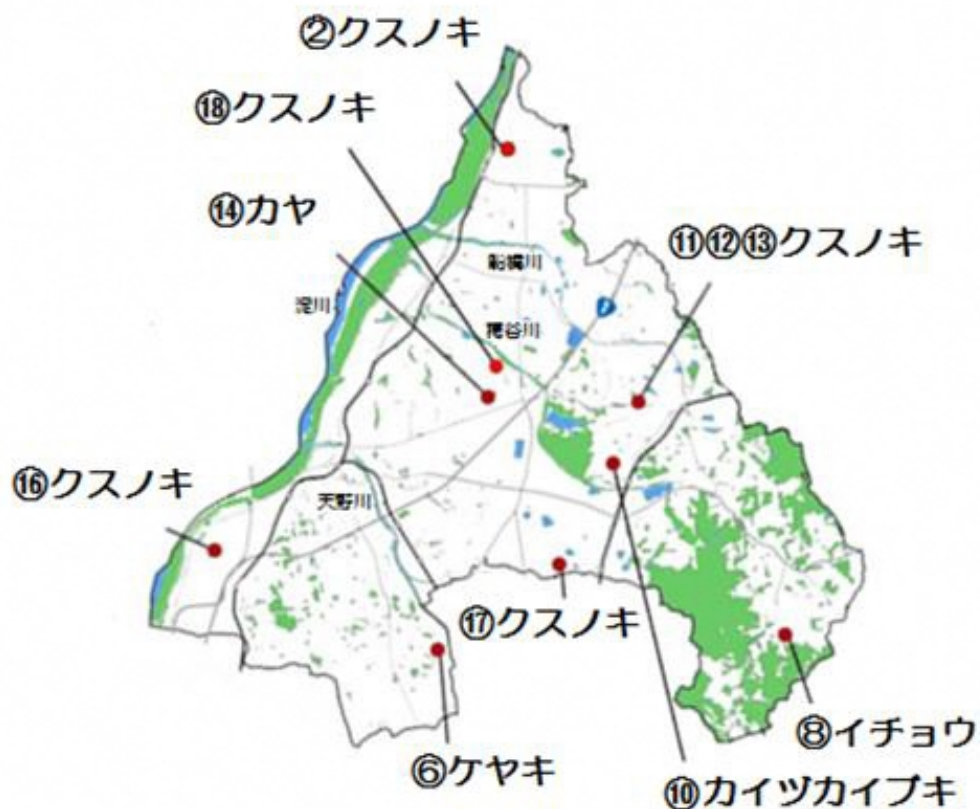
2. 保存樹木

＜令和3年度における枚方市内の保存樹木＞

保存樹木指定番号	種 名	位置(所在地)	所有
②	クスノキ	町楠葉	民間
⑥	ケヤキ	釈尊寺町	民間
⑧	イチョウ	穂谷（長伝寺）	民間
⑩	カイツカイブキ	藤阪元町	民間
⑪	クスノキ	長尾元町（稱念寺）	民間
⑫	クスノキ		
⑬	クスノキ		
⑭	カヤ	田口	民間
⑯	クスノキ	出口（光善寺）	民間
⑰	クスノキ	春日元町（春日神社）	民間
⑱	クスノキ	片鉾本町（杉ヶ本神社）	民間

（注）欠番については消失等により指定解除を行ったものです。

＜令和2年度における枚方市緑化指導要綱に基づく枚方市内の保存樹木位置図＞



3. 自然環境調査

平成29年度から30年度にかけて実施した第6回自然環境調査「枚方ふるさといきもの調査」による調査結果は次のとおりです。

(1) 植物

129科 735種を確認しました。地域別では穂谷川2が413種と最も多く、次いで山田池公園、船橋川2の順です。

希少種はヤナギヌカボやオオアブノメなど14科20種を確認しました。山田池公園でその多くを確認しました。

<第6回自然環境調査・植物調査結果>

分類群				全体		天野川		山田池公園		穂谷川 1		穂谷川 2		船橋川 1		船橋川 2		孤立林調査	
				科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種
シダ植物				16	49	1	1	9	24	5	5	10	26	1	1	3	3	15	39
種子植物	裸子植物			5	10	0	0	3	5	0	0	2	2	0	0	0	0	5	8
	被子植物	双子葉類	離弁花類	66	319	27	75	50	157	35	91	50	179	31	85	34	98	55	187
		双子葉類	合弁花類	25	180	10	39	19	81	12	57	21	101	12	48	13	57	21	105
		単子葉類		17	177	11	60	11	93	10	55	15	105	8	51	12	67	13	95
合計				129	735	49	175	92	360	62	208	98	413	52	185	62	225	109	434

(2) ほ乳類

6科11種を確認しました。

種類は山田池公園が7種と最も多く、次いで天野川、穂谷川でした。希少種であるキツネやカヤネズミといった河原や農耕地を生息地とする種が確認されており、里山の生態系を特徴づける種を確認しました。

<第6回自然環境調査・ほ乳類調査結果>

目名	科名	種名	調査地域					
			天野川	山田池公園	穂谷川1	穂谷川2	船橋川1	船橋川2
モグラ目	モグラ科	コウベモグラ	-	-	○	-	-	-
		モグラ属の一種	○●	○	-	-	-	-
ネズミ目	ネズミ科	カヤネズミ	●	○●	-	-	-	-
	ヌートリア科	ヌートリア		○●	-	○	○	○
ネコ目	アライグマ科	アライグマ	●	○●	○	-	-	-
	イヌ科	タヌキ	-	○●	-	-	-	-
		キツネ	-	-	-	○	-	-
		ノイヌ	-	-	○	-	-	-
	イタチ科	テン	-	●	-	-	-	-
		イタチ属の一種	●	○●	-	○●	-	-
		ネコ目の一種	●	-	-	-	-	-
3目	6科	11種	5種	7種	3種	3種	1種	1種

注) ○：専門調査で確認された種、●：市民調査、公開調査で確認された種

(3) 鳥類

12 目 29 科 75 種を確認しました。地域別では天野川が 53 種と最も多く、次いで山田池公園、穂谷川 2、穂谷川 1 の順です。水辺を代表する種（カワセミ、セキレイ類、クイナ類等）が生息していたほか、山田池公園では、カワウの営巣、カモ類の越冬を確認しました。

＜第6回自然環境調査・鳥類調査結果＞

目名	全体	調査地域					
		天野川	山田池公園	穂谷川 1	穂谷川 2	船橋川 1	船橋川 2
カイツブリ目	2	1	1	1	1	－	－
ペリカン目	1	1	1	1	1	1	1
コウノトリ目	4	3	3	4	3	3	3
カモ目	12	9	8	3	4	2	3
タカ目	7	7	3	－	1	－	－
キジ目	1	1	－	－	－	－	－
ツル目	5	3	1	－	2	1	－
チドリ目	6	4	1	2	1	2	1
ハト目	2	2	2	2	2	2	2
ブッポウソウ目	1	1	1	1	1	1	1
キツツキ目	1	－	1	－	1	1	－
スズメ目	33	21	28	18	20	16	10
12 目	75 種	53 種	50 種	32 種	37 種	29 種	21 種

(4) 昆虫類・ホタル

13 目 124 科 408 種を確認しました。地域別では、穂谷川 2 が 189 種と最も多く、次いで船橋川 1、山田池公園となっています。

希少種は、キアシハナダカバチモドキやクロスジチャイロテントウなど 12 種を確認しました。また、前回調査で確認できなかったナニワトンボを山田池公園で確認しました。

＜第6回自然環境調査・昆虫調査結果＞

目名	合計	調査地域					
		天野川	山田池公園	穂谷川 1	穂谷川 2	船橋川 1	船橋川 2
カゲロウ目	1	1	0	1	1	0	0
トンボ目	25	12	17	12	10	7	8
ゴキブリ目	2	1	1	0	1	2	0
カマキリ目	4	0	3	0	2	2	2
ハサミムシ目	3	1	2	1	2	1	1
バッタ目	38	20	19	13	22	22	21
ナナフシ目	1	0	1	0	0	0	0
カメムシ目	99	46	36	27	49	38	33
アミメカゲロウ目	4	1	0	1	1	2	0
チョウ目	48	13	25	10	25	19	19
ハエ目	17	9	1	5	9	6	7
コウチュウ目	105	28	32	17	36	34	26
ハチ目	61	24	22	24	31	27	27
13 目	408 種	156 種	159 種	111 種	189 種	160 種	144 種

(5) 両生類・は虫類

両生類 1 目 2 科 3 種及びは虫類 2 目 7 科 9 種を確認しました。

希少な両生類はトノサマガエル、希少なは虫類としては、ニホンイシガメ、ニホンスッポンを確認しました。

<第6回自然環境調査 両生類・は虫類調査結果>

	目名	科名	種名	調査地域						
				天野川	山田池公園	穂谷川 1	穂谷川 2	船橋川 1	船橋川 2	その他
両生類	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル	○	-	○	○	-	-	-
			ウシガエル	○	○	○	-	○	○	-
		ヌマガエル科	ヌマガエル	○	○	○	○	○	○	-
爬虫綱	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	○	●	○	-	-	-	-
			クサガメ	○	○●	○	-	○	○	-
		ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	○●	○●	○	-	○	○	-
		スッポン科	ニホンスッポン	-	●	-	○	-	-	●
		—	カメ目の一種	-	○	-	-	-	-	-
	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	-	○●	-	-	-	-	-
		トカゲ科	ニホントカゲ	-	○	-	○	○	-	-
		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	○	○	-	-	○	○	-
		ナミヘビ科	シマヘビ	○	○	○	-	○	○	-
			アオダイショウ	-	●	-	-	-	-	-
	3 目	9 科	12 種	8 種	11 種	7 種	3 種	7 種	6 種	1 種

(6) 淡水魚・水生生物

6目11科26種を確認しました。地域別では天野川が21種と最も多く、次いで穂谷川、山田池公園の順でした。

希少種は、ミナミメダカ、ゲンゴロウブナ、ドジョウ、ウキゴリなど9種を確認しました。

なお、調査時に確認された貝類、甲殻類等の水生生物は11科13種で、スクミリンゴガイ、ヒメタニシ、カワニナ、ヒメモノアラガイ、サカマキガイ、ミナミヌマエビ、ヌマエビ、テナガエビ、スジエビ、アメリカザリガニ、サワガニ、モクズガニ、シジミ属の一種でした。

<第6回自然環境調査 淡水魚・水生生物調査結果>

目名	科名	種名	調査地域					
			天野川	山田池公園	穂谷川1	穂谷川2	船橋川1	船橋川2
コイ目	コイ科	コイ	○●	●	○		○	○
		ゲンゴロウブナ		●				
		ギンブナ	●					
		フナ属の一種	○	○●	○		○	○
		カネヒラ	○					
		タイリクバラタナゴ	●					
		オイカワ	○●		○		○	
		カワムツ	○					
		ヌマムツ	○●					
		モツゴ	○●	○●	○	○	○	○
		タモロコ	○●	○●	○	○	○	○
		カマツカ	○●					
		コウライニゴイ	○●					
	ドジョウ科	ドジョウ	○●		○	○	○	○
ナマズ目	ギギ科	ギギ	●	●				
	ナマズ科	ナマズ	○					
カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	○●		○			
ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	○●	○	○	○	○	○
		ヒメダカ					○	
スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	○●	●				
		オオクチバス	○●					
	ドンコ科	ドンコ	○●	○	○	○	○	○
	ハゼ科	ウキゴリ		●	○			
		カワヨシノボリ	○●		○		○	○
		シマヒレヨシノボリ						○
		ハゼ科の一種						○
	タイワンドジョウ科	カムルチー		●				
タウナギ目	タウナギ科	タウナギ	●	●	○			○
6目	11科	26種	21種	11種	12種	5種	10種	10種

(7) 相観植生図による分布状況

平成 29 年 1 月 1 日現在の航空写真の判読と現地調査により植生の相観区分を行い、植生図を作成し、それぞれの分布面積を集計しました。

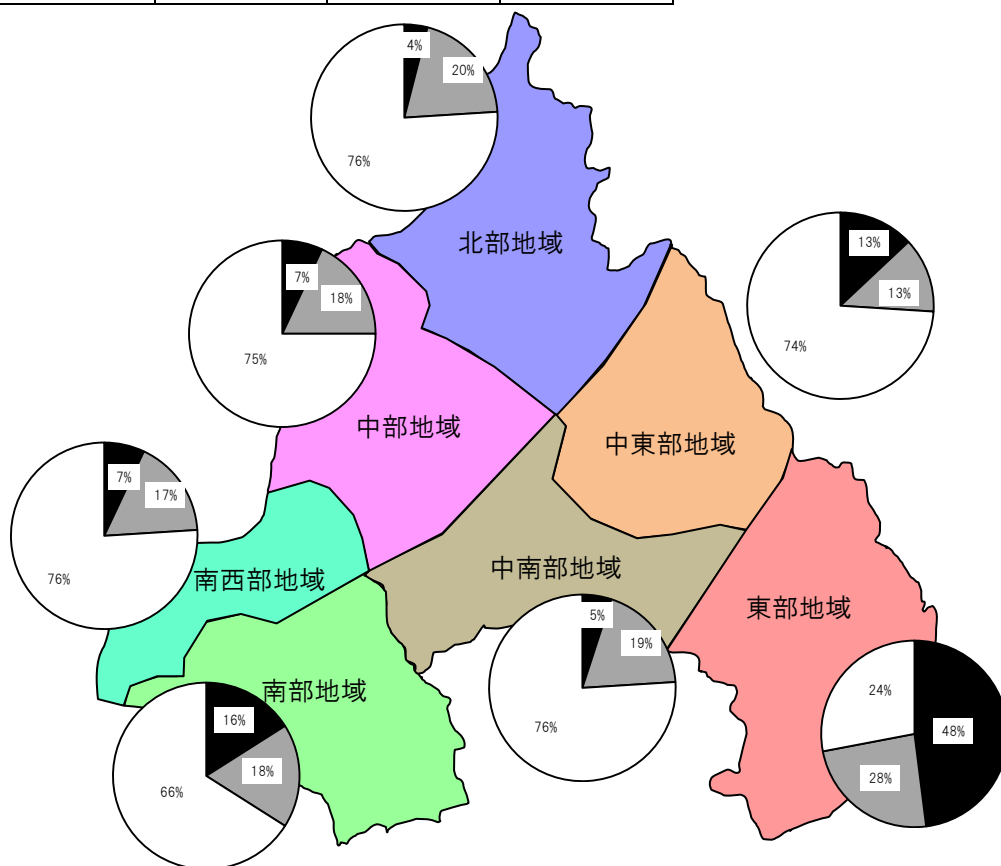
雑木林については、平成 12 年まで減少傾向でしたが、その後はほぼ横ばいとなっています。

草地は河川敷における一時的な工事等による消失後の回復や、山間地の耕作地放棄の増加などにより増加しており、園地型植栽については、造成された学校や公園等の公共緑地の樹木や私有地の緑化樹群の多くが成長したことにより増加したものと考えられます。

<植生別面積の変化>

(単位 : ha)

	平成 12 年	平成 19 年	平成 23 年	平成 29 年
雑木林	495.2	461.65	480.85	461.66
竹林	221.9	224.82	233.18	225.54
植林	51.79	54.06	51.83	53.54
園地	63.45	114.49	150.85	217.98
農耕地	783.07	701.77	642.74	579.26
草地	545.91	510.11	589.19	632.06
計	2,161.3	2,066.9	2,148.7	2,170.0



凡例	タイプ区分	植生凡例
	樹林タイプ	コジイ林、アラカシ林、ヤナギ林、コナラ林、アカマツ林、植林、竹林、ニセアカシア林、園地型植栽
	草本タイプ	高茎草本、低茎草本、芝草地、水田、畑地
	非緑地	造成直後の裸地、砂域

【5】枚方市地盤沈下の状況

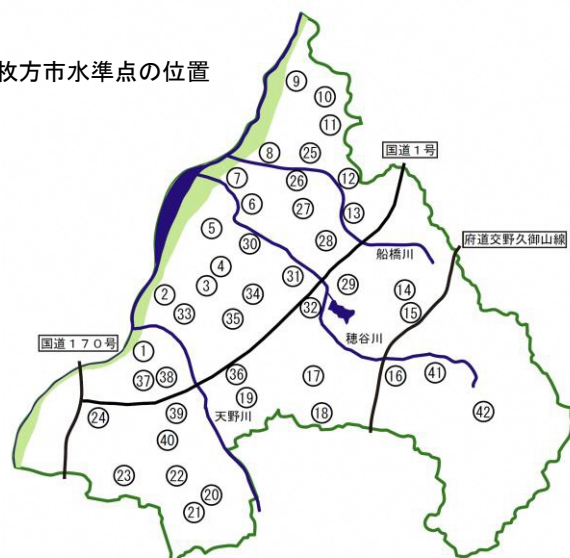
＜令和3年度枚方市内地盤沈下変動量＞

(単位：cm)

番号	地 点	平成30年度比	番号	地 点	平成30年度比
1	三矢公園	-0.55	22	香陽小学校	-0.33
2	八幡神社	-0.67	23	第二中学校	-0.36
3	高陵小学校	-0.56	24	蹉跎小学校	-0.26
4	殿山第一小学校	-0.45	25	二宮公園	-0.34
5	清伝寺	-0.86	26	牧野小学校	-0.56
6	牧野公園	-0.45	27	殿山第二小学校	-0.32
7	藤本川ポンプ場	-0.56	28	招提小学校	-0.20
8	北部別館	-0.56	29	田口山配水場	-0.48
9	町楠葉会館	-0.70	30	牧野車塚公園	-0.49
10	樟葉小学校	-0.43	31	山田神社	-0.27
11	七つ松公園	-0.40	32	円通寺	-0.35
12	中の池公園	-0.74	33	市道枚方牧野線	-0.85
13	北部区画第2号線	-0.33	34	山田小学校	-0.39
14	菅原保育所跡地	-0.38	35	中宮公園	-0.48
15	菅原小学校	-0.32	36	星丘中央線	-0.24
16	津田支所	-0.37	37	鷹塚山配水場	-0.32
17	上下水道局春日事務所	-0.35	38	枚方第二小学校	-0.29
18	春日公会堂	-0.24	39	山之上小学校	-0.40
19	桜丘小学校	-0.23	40	第四中学校	-0.68
20	春日神社	-0.43	41	総合福祉センター	-0.18
21	春日小学校	-0.40	42	氷室小学校	-0.58

※地盤沈下状況を把握するために行う水準測量は3年毎に行っており、次回調査は令和6年度予定。

図 枚方市水準点の位置



【6】環境中の化学物質の状況

1. ダイオキシン類

(1) 大気中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
枚方市役所局	0.025	0.019	0.0086	0.013	0.016

(注) 環境基準値：年平均値で 0.6pg-TEQ/m³ 以下

(2) 河川水質及び河川底質中のダイオキシン類濃度

(単位：水質は pg-TEQ/L、底質は pg-TEQ/g)

調査地点	河川水質			河川底質
	春季	秋季	年平均値	
船橋川（新登橋上流）	0.24	0.24	0.24	0.86
穂谷川（淀川合流直前）	0.23	0.14	0.19	0.36
天野川（淀川合流直前）	0.37	0.13	0.25	0.28

(注) 環境基準値：河川水質は 1pg-TEQ/L 以下 底質は 150pg-TEQ/g 以下

(3) 地下水質中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/L)

調査地点	測定値	試料採取日
楠葉丘2丁目	0.063	令和3年11月26日

(注) 環境基準値：1pg-TEQ/L 以下

(4) 土壌中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	測定値	試料採取日
平野小学校	0.022	令和3年11月26日

(注) 環境基準値：1,000pg-TEQ/g 以下

2. 大気中のアスベスト濃度

(単位：本/L)

調査地点	測定値		
	令和3年11月9日	令和3年11月10日	令和3年11月11日
枚方市役所局	0.056	0.056	0.056

(注) 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア：「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」

3. 有害大気汚染物質の調査結果

<環境基準が設定されている物質（年平均値）>

項 目 (単 位)	ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
環境基準値	3以下	200以下	200以下	150以下
枚方市役所局	1.4	0.34	0.15	2.7
招 提 局	1.5	—	—	—

<指針値が設定されている物質（年平均値）>

項 目 (単 位)	アクリロ ニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化ビニル モノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	水銀及び その化合物 (ngHg/m^3)	ニッケル 化合物 (ngNi/m^3)	クロロ ホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1, 2- ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
指 針 値	2以下	10以下	40以下	25以下	18以下	1.6以下
枚方市役所局	0.073	0.014	1.6	2.6	0.27	0.15
招 提 局	—	—	—	—	—	—

項 目 (単 位)	1, 3- ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ヒ素及び その化合物 (ngAs/m^3)	マンガン及び その化合物 (ngMn/m^3)	アセト アルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
指 針 値	2.5以下	6以下	140以下	120以下	94以下
枚方市役所局	0.077	0.99	30	2.7	1.3
招 提 局	0.98	—	—	2.4	—

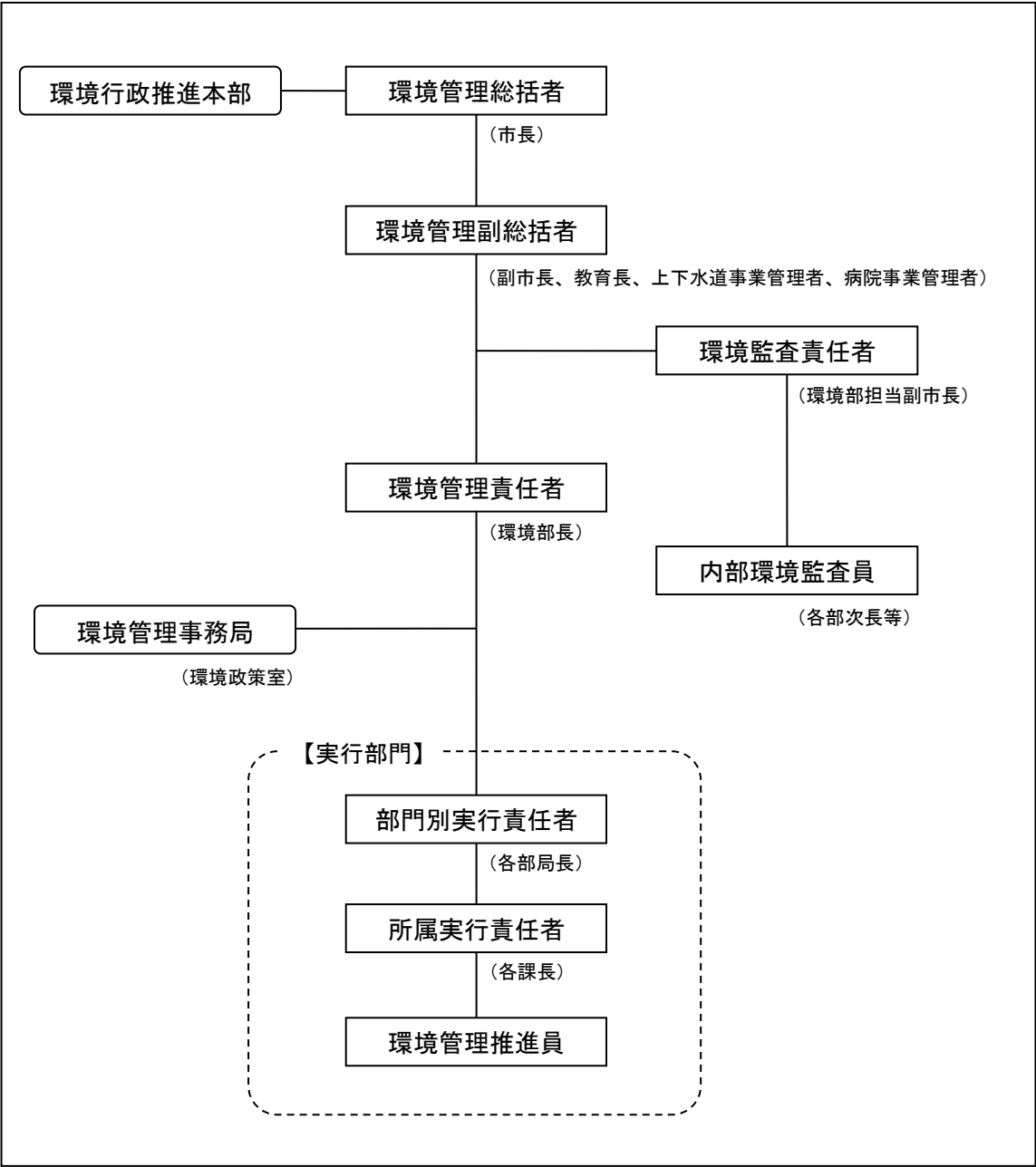
【7】エフエムひらかたによる環境保全啓発

＜令和3年度「環境定期便」テーマ＞

	第2週	第3週
4月	・古紙の分別回収について	・ひらかた夏のエコライフキャンペーン ・野生動物にご注意ください ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限の順守について
5月	・緑のカーテンを育ててみませんか ・環境情報コーナーについて ・6月は環境月間です	・全国ごみ不法投棄監視ウィーク
6月	・古紙の分別回収について (再生資源集団回収と行政回収)	・ひらかたの自然、自然観察会について ・打ち水について
7月	・ひらかたの環境（大気・水質ほか）について	・「生ごみの水切りをしっかりと実践」について ・夏の暑さ対策について（打ち水） ・夏休みの自然観察会について
8月	・ごみの処理、リサイクルについて	・アダプトプログラムについて ・ポイ捨て等の防止について
9月	・不法屋外広告物について ・プラごみダイエット～ポイ捨てゼロの取組について	・野焼き行為について
10月	・エコドライブについて	・産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間 ・食品ロスについて ・パス！のってスタンプラリーについて
11月	・ひらかた冬もエコライフキャンペーンについて ・12月は温暖化防止月間です ・ひらかた COOL CHOICE について	・12月は「大気汚染防止推進月間」です
12月	・PM2.5に関する防災情報メールの登録について	・食品ロス削減の取り組みについて ・海洋プラスチックごみ問題について
1月	・野焼き行為について	・ひらかたエコフォーラム 2022 について ・2月は「生活排水対策推進月間」です
2月	・市民持込みごみの概要と注意事項について ・環境広場について	・再生資源集団回収報償金制度について

【8】環境マネジメントシステムの運用

1. 枚方市環境管理組織



2. 環境マネジメントシステムの取り組み内容

項 目		取り組み内容
適用範囲		すべての施設（指定管理者制度を導入している施設や学校園などを含む。）
Plan	環境方針	市長が策定
	目的・目標の設定	・環境基本計画の事業計画に基づく各環境施策の取り組み目標 ・市役所の温室効果ガスの排出削減目標 ・エネルギー使用量の削減目標 ・エコオフィス活動に関する取り組み目標
Do	研修	日常研修（年1回） 内部環境監査員研修（年1回）
	取り組みの手順	・エコオフィスに関する取り組み指針 ・エネルギー使用量削減のための管理手順
Check	監視・測定	・市役所の温室効果ガス排出量（年1回） ・環境関連施策の目標達成状況（年1回） ・エネルギー使用量（年4回） ・エコオフィスの取り組み（年4回）
	内部環境監査	年1回実施 （監査の内容） ①環境関連施策の実施状況 ②施設、公用車のエネルギー管理状況 ③環境関連法令の順守状況 ④エコオフィス・グリーン購入の取り組み状況 ⑤その他、H-E M Sに基づく取り組み内容
Action	市長による見直し	市長によるシステム全体の見直し
外部監査		環境審議会からの意見・提言
取り組み状況の公表		毎年度、ひらかたの環境（環境白書）やホームページ等で公表

【9】公共施設での太陽光発電量

＜令和3年度における公共施設での太陽光発電量＞

施設名称	規模 (kW)	発電量 (kWh)	備考
中宮浄水場	120	125, 246	平成 28 年 2 月から規模を 20 kW 追加
香里受水場	50	42, 043	
北山配水場	20	16, 924	一部売電
田口山配水場	20	18, 436	一部売電
桜丘北小学校	10	—	端末不良
開成小学校	20	—	端末不良
蹉跎西小学校	20	2, 266	一部端末不良
樟葉北小学校	20	24, 652	
山田東小学校	20	24, 700. 4	
藤阪小学校	20	—	端末不良
長尾小学校	20	24, 149. 1	
東香里小学校	20	12, 380. 5	
第三中学校	20	19, 571. 3	
南部生涯学習市民センター	20	3, 994. 30	令和 3 年 4 月まで端末不良
やすらぎの杜	20	21, 377. 7	
第二京阪道路環境監視局津田局	4. 6	5, 067	一部売電
枚方ソーパ	600	675, 844	売電
サプリ村野	10	11, 725. 22	
小倉小学校	10	13, 624. 2568	
磯島小学校	10	3, 335. 77	一部端末不良
西牧野小学校	10	2, 987. 7	一部端末不良
蹉跎東小学校	10	10, 765. 77	一部端末不良
中宮北小学校	10	11, 289. 5019	一部端末不良
西長尾小学校	10	12, 895. 2	
市立ひらかた病院	30	43, 147. 2	
枚方保育所	4. 3	5, 876. 86	
輝きプラザきらら	21. 2	19, 864	平成 30 年 2 月より稼働
市立ひらかた子ども発達支援センター	5	5, 651. 36	平成 31 年 4 月より稼働
香里ヶ丘図書館	1. 93	2, 304. 4	令和 2 年 3 月 26 日より稼働
総合文化芸術センター	14. 4	14, 945. 15	令和 3 年 9 月より稼働
合計	1, 171. 43	1, 175, 063. 6887	

【10】学校給食生鮮農作物供給事業

＜市内農産物の学校給食への利用実績＞

(単位:トン)

品 目 年度	米 (レンゲ栽培米含む)	キャベツ	玉葱	大根	えんどう豆	白菜	れんこん	さつまいも	じゃがいも	ほうれん草	チンゲンサイ	冬瓜	なす	小松菜	黒米	人参
H14	46.3	2.8	22.1	2.3	0.3	1.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	47.6	2.7	25.4	3.0	0.3	2.5	0.6	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—
16	47.2	2.7	30.2	3.2	0.3	5.1	0.6	0.8	1.0	—	—	—	—	—	—	—
17	45.7	2.2	24.3	3.8	0.3	5.1	0.8	1.1	2.0	0.7	—	—	—	—	—	—
18	48.0	3.3	33.2	5.2	0.3	3.3	0.8	1.5	2.5	0.9	0.6	1.4	—	—	—	—
19	46.7	2.7	34.6	4.8	0.3	3.2	0.8	1.4	2.5	0.9	0.7	1.1	0.2	—	—	—
20	48.0	0.2	28.4	4.5	0.3	3.2	0.9	1.4	2.0	1.0	0.7	0.9	0.2	0.6	0.1	—
21	46.6	1.5	28.2	4.0	0.3	2.8	0.7	1.2	1.7	0.9	0.9	1.1	0.2	0.4	0.1	—
22	45.5	0.2	25.0	4.8	0.2	3.1	0.02	1.1	1.7	0.7	0.8	1.4	0.2	1.1	0.1	—
23	57.5	0.6	27.6	4.9	0.2	1.9	—	1.0	2.0	0.6	1.2	1.4	0.1	1.0	0.1	—
24	81.6	1.0	23.2	3.9	0.2	1.9	—	1.1	1.9	0.8	0.9	0.7	0.1	0.8	0.1	—
25	104.1	0.6	23.0	1.6	0.1	1.4	—	0.8	1.5	0.1	0.8	0.7	0.1	0.8	0.1	—
26	129.3	0.5	12.5	2.8	0.1	0.9	—	0.8	1.9	1.2	0.9	0.5	0.1	0.9	0.1	—
27	138.8	1.3	9.2	2.8	0.04	1.7	—	1.0	0.7	1.1	1.0	—	0.1	0.8	0.04	—
28	202.5	0.6	9.0	1.7	0.06	0.9	—	1.2	1.6	1.4	1.3	0.8	0.2	0.8	0.1	0.03
29	201.3	0.6	14.3	2.8	0.09	1.7	0.4	1.1	2.0	0.5	1.1	2.1	0.2	1.4	0.1	0.2
30	196.3	0.05	5.5	2.9	0.09	1.0	0.3	1.1	0.9	1.2	1.3	1.7	0.2	1.1	0.1	0.2
R元	148.8	1.2	11.3	2.1	0.09	0.6	0.3	1.2	2.0	0.7	1.2	2.8	0.3	1.3	0.1	0.06
R2	175.1	1.1	5.7	2.8	0	1.8	0.3	1.0	1.9	0.6	1.4	0.3	0.2	1.3	0.3	0.06
R3	191.9	1.5	11.4	3.8	0.06	2.8	—	1.0	2.2	1.1	1.2	—	0.3	0.9	0.1	0.09

※米については、市内産を含む大阪府内産を記載しています。

※れんこん・冬瓜は、天候不順等の不作により、生産者からの提供がありませんでした。

【11】都市公園等維持管理事業

1. 都市公園の種類

＜都市公園の種類＞

種 類		種 別	内 容
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1 か所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1 か所当たり面積 2ha を標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1 か所当たり面積 4ha を標準として配置する。
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 か所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 か所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
特殊公園			歴史公園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
大 規 模 公 園	広域公園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 か所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
国営公園			主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、 1 か所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。
都市緑地			主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、 1 か所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。

2. 都市公園の整備状況

＜都市公園の整備状況＞

公 園 種 別			整 備 量		1 人当たり 面積 (㎡/人)
			箇所数（箇所）	面積（ha）	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	483	41.09	1.03
		近隣公園	14	23.37	0.59
		地区公園	3	16.80	0.42
	都市基幹公園	総合公園	1	9.29	0.23
		運動公園	－	－	－
特殊公園		歴史公園	1	1	2.15
		その他	－	－	－
広域公園			1	1	73.70
国の設置によるもの			1	1	48.30
都市緑地			13	13	7.97
合 計			514	517	222.67

【12】環境影響評価条例に基づく事業一覧

No.	事業の名称	事業の種類	事業計画地	事業の規模	評価書縦覧開始日
1	枚方市ごみ処理施設 (仮称)第2清掃工 場建設事業	廃棄物処理施設の建設	枚方市大字尊延 寺	約 80,600m ²	平成8年 8月 27日
2	尊延寺地区開発事業	開発行為を伴う事業	枚方市大字尊延 寺 869	約 128,750m ²	平成8年 11月 14日
3	関西外国語大学新学 舎建設事業	開発行為を伴う事業	枚方市上野3丁目 、中宮東之町	約 184,201m ²	平成12年 3月 1日
4	関西医科大学枚方新 病院および新学舎建 設事業	開発行為を伴う事業	枚方市新町2丁目 300-1	約 61,110m ²	平成13年 10月 17日
5	(仮称)都市計画公園 車塚公園の設置及び (仮称)北片鉾町地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業 都市公園の設置	枚方市北片鉾町、 小倉東町及び上 野3丁目の1部	約 82,300m ²	平成15年 12月 15日
6	(仮称)枚方市藤阪 天神町住宅団地造成 事業	住宅団地の建設及び樹 林の伐採等を伴う土地 形質の変更	枚方市大字津田 4620番5他	約 82,300m ²	平成17年 5月 25日
7	(仮称)枚方市長尾 荒阪地区宅地開発事 業	住宅団地の建設及び樹 林の伐採等を伴う土地 形質の変更	枚方市長尾荒阪 2丁目他	約 255,800m ²	平成19年 9月 27日
8	枚方市津田南土地 区画整理事業	土地区画整理事業及び 住宅団地の建設	枚方市津田南町 2丁目他	約 52,100m ²	平成20年 8月 6日
9	(仮称)枚方楠葉 中之芝土地区画整理 事業	土地区画整理事業	枚方市楠葉中之 芝2丁目地区の一 部	約 90,300m ²	平成24年 12月 26日
10	東部スポーツ公園 整備事業	都市公園の設置	枚方市大字尊延寺 2987-1	約 78,000m ²	平成24年 6月 4日
11	(仮称)ニトリモー ル枚方ショッピング センター建設事業	開発行為を伴う事業	枚方市北山 1丁目の一部	約 59,000m ²	平成26年 8月 28日
12	G L P枚方Ⅲ プロジェクト	開発行為を伴う事業	枚方市長尾谷町 1丁目の一部	約 58,000m ²	平成28年 7月 4日
13	(仮称)村野駅西土 地区区画整理事業	土地区画整理事業	枚方市村野西町の 一部他	約 140,000m ²	—
14	(仮称)茄子作土地 区画整理事業	土地区画整理事業	枚方市茄子作3丁 目他	約 207,000m ²	—

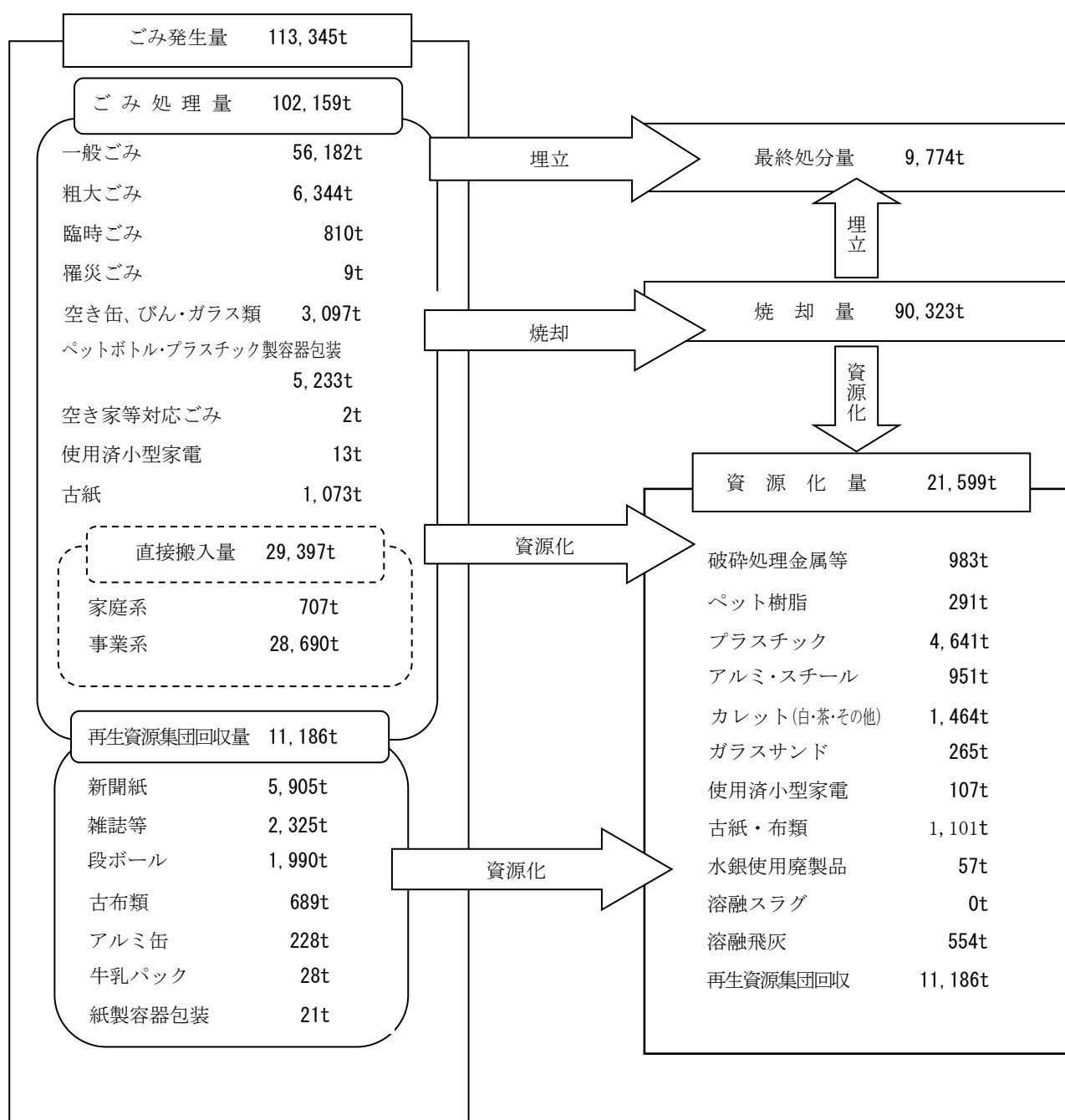
【13】建築協定制度

＜建築協定地区一覧＞

地 区 名	協 定 位 置
京阪香里ひろ野住宅地区	茄子作4丁目の一部
高塚台住宅地区	高塚町の一部
長尾谷町（けやき坂）地区	長尾谷町2丁目の一部
小倉西住宅地区	小倉町、渚栄町の一部
宮之阪京阪住宅地区	宮之阪3丁目の一部
東香里京阪住宅地区	東香里1丁目、2丁目の一部
村野緑が丘住宅地区	村野本町の一部
コモンスケープきたやま	北山1丁目の一部
東中振松下住宅地区	東中振1丁目の一部
ガーデンハウスひらかた北山・ふれあいプラザ	北山1丁目の一部
ひらかた北山なごみの街	北山1丁目の一部
氷室エイコー生活物流センター地区	大字尊延寺の一部
ガーデンハウスひらかた北山・ふれあいプラザ第2	北山1丁目の一部
宇山東町住友住宅地区	宇山東町、養父丘1丁目の一部
コモンライフ香里園桜木町地区	香里園桜木町の一部
香里ヶ丘けやき中央地区	香里ヶ丘3丁目の一部
パナホームシティ津田山手地区	津田山手1丁目の一部
レオタウン香里ヶ丘地区	香里ヶ丘2丁目の一部
野村住宅地区	山之上1丁目、4丁目、5丁目の一部
藤阪天神町地区	藤阪天神町の一部
シエルセーヌ香里ヶ丘地区	香里ヶ丘2丁目の一部
中宮北町地区	中宮北町の一部
オーベルジュコート藤阪住宅地区	藤阪東町1丁目の一部
枚方津田くにみ坂E・G団地地区	津田山手1丁目の一部
津田山手ビスタヒルズはなみの丘地区	津田山手1丁目の一部
津田山手ビスタヒルズくにみの丘地区	津田山手1丁目の一部
枚方コモンスター香里ヶ丘地区	香里ヶ丘6丁目の一部
オーベルジュコート長尾東住宅地区	長尾東町3丁目の一部
鉄工塗装団地招提大谷地区	招提大谷2丁目及び3丁目の一部
モデル以楽会地区	香里ヶ丘6丁目の一部
プレミアムヒルズ香里ヶ丘中央地区	香里ヶ丘3丁目の一部
ブランズガーデン香里ヶ丘	香里ヶ丘5丁目の一部
香里ヶ丘C-3街区	香里ヶ丘5丁目の一部
香里ヶ丘C-7街区	香里ヶ丘5丁目の一部
シエルセーヌ香里ヶ丘Ⅲ地区	香里ヶ丘1丁目の一部
シエルセーヌ香里ヶ丘Ⅳ地区	香里ヶ丘1丁目の一部
東香里三交住宅地区	東香里3丁目の一部

【14】ごみの状況

1. 令和3年度のごみ処理工程及びごみ処理量



(注) 小数点第1位を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

2. 市内で排出される産業廃棄物の状況

＜令和2年度産業廃棄物の業種別排出量＞

産業分類	排出量（トン）	割合（％）
農林水産業	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業	0	0
建設業	151,353.9	56.9
製造業	67,646.4	25.4
電気・ガス・熱供給・水道業	9,209.6	3.5
情報通信業	334.6	0.1
運輸業，郵便業	1,072.8	0.4
卸売業，小売業	2,835.8	1.1
金融業，保険業	24.5	0
不動産業，物品賃貸業	909.5	0.4
学術研究，専門・技術サービス業	6,498.2	2.5
宿泊業，飲食サービス業	296.3	0.1
生活関連サービス業，娯楽業	297.6	0.1
教育，学習支援業	286.1	0.1
医療，福祉	1,377.0	0.5
複合サービス事業	0.1	0
サービス業（他に分類されないもの）	20,327.2	7.6
公務（他に分類されるものを除く）	3,539.7	1.3
分類不能の産業	5.7	0
合計	266,015.0	100

（注）生活関連サービス業とは、洗濯・理容・美容・浴場業などをいう。

複合サービス事業とは、郵便局・協同組合などをいう。

＜令和2年度産業廃棄物の種類別排出量＞

産業廃棄物の種類	排出量（トン）	割合（％）
燃え殻	361.6	0.1
汚泥	38,266.7	14.4
廃油	2,199.4	0.8
廃酸	722.3	0.3
廃アルカリ	363.2	0.1
廃プラスチック類	17,177.3	6.5
紙くず	227.7	0.1
木くず	10,738.1	4.0
繊維くず	107.8	0.1
動植物性残渣	3,314.7	1.2
ゴムくず	0.3	0
金属くず	7,316.7	2.8
ガラスくず等	9,101.5	3.4
鉱さい	38,216.1	14.4
がれき類	125,840.8	47.3
動物の糞尿	0	0
動物の死体	0	0
ばいじん	1,138.9	0.4
13号廃棄物	0	0
その他	10,921.9	4.1
合計	266,015.0	100

＜令和２年度特別管理産業廃棄物の業種別排出量＞

産業分類	排出量（トン）	割合（％）
農林水産業	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業	0	0
建設業	136.9	1.5
製造業	7,367.8	81.9
電気・ガス・熱供給・水道業	53.0	0.6
情報通信業	7.3	0.1
運輸業，郵便業	0.1	0
卸売業，小売業	0.6	0
金融業，保険業	0	0
不動産業，物品賃貸業	0	0
学術研究，専門・技術サービス業	1.6	0
宿泊業，飲食サービス業	0	0
生活関連サービス業，娯楽業	9.6	0.1
教育，学習支援業	27.6	0.3
医療，福祉	1,388.5	15.4
複合サービス事業	0	0
サービス業（他に分類されないもの）	4.6	0.1
公務（他に分類されるものを除く）	2.8	0
分類不能の産業	0	0
合計	9,000.4	100

＜令和２年度特別管理産業廃棄物の種類別排出量＞

特別管理産業廃棄物の種類	排出量（トン）	割合（％）
引火性廃油	515.0	5.7
強酸	603.3	6.7
強アルカリ	71.6	0.8
感染性廃棄物	1,412.7	15.7
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	57.0	0.6
廃石綿等（飛散性）	39.5	0.4
指定下水汚泥	0	0
鉱さい（有害）	0	0
燃え殻（有害）	94.7	1.1
廃油（有害）	0.1	0
汚泥（有害）	34.5	0.4
廃酸（有害）	17.7	0.2
廃アルカリ（有害）	24.1	0.3
ばいじん（有害）	6,130.1	68.1
廃水銀等	0.1	0
13号廃棄物（有害）	0	0
合計	9,000.4	100

3. 市内における産業廃棄物の処分量

＜令和2年度産業廃棄物の処分量＞

産業廃棄物の種類	処分量（トン）	割合（％）
燃え殻	26.6	0
汚泥	68,472.3	8.3
廃油	0	0
廃酸	0	0
廃アルカリ	0	0
廃プラスチック類	8,070.3	1.0
紙くず	116.6	0
木くず	2,390.5	0.3
繊維くず	10.7	0
動植物性残渣	0	0
ゴムくず	1.0	0
金属くず	2,875.4	0.3
ガラスくず等	8,474.3	1.0
鉱さい	99,222.6	12.0
がれき類	628,122.3	75.8
動物の糞尿	0	0
動物の死体	0	0
ばいじん	50.9	0
13号廃棄物	0	0
混合廃棄物	10,863.0	1.3
その他	0	0
合計	828,696.5	100

＜令和2年度特別管理産業廃棄物の処分量＞

特別管理産業廃棄物の種類	処分量（トン）	割合（％）
引火性廃油	0	0
強酸	0	0
強アルカリ	0	0
感染性廃棄物	0	0
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	0	0
廃石綿等（飛散性）	0	0
指定下水汚泥	0	0
鉱さい（有害）	0	0
燃え殻（有害）	8.2	100
廃油（有害）	0	0
汚泥（有害）	0	0
廃酸（有害）	0	0
廃アルカリ（有害）	0	0
ばいじん（有害）	0	0
13号廃棄物（有害）	0	0
合計	8.2	100

【15】流域下水道別整備状況

＜流域下水道別整備状況＞

項目 \ 流域下水道名	淀川左岸流域下水道	寝屋川北部流域下水道	合 計
計 画 面 積 ha	4,560	668	5,228
行 政 人 口 (A) 人	334,162	61,997	396,159
整 備 済 面 積 ha	2,953	519	3,472
整備済区域内人口(B) 人	324,627	61,859	386,486
処 理 面 積 ha	2,945	519	3,464
処 理 区 域 内 人 口 人	324,313	61,859	386,172
水 洗 化 人 口 人	315,250	61,361	376,611
整 備 状 況 $B/A \times 100$ %	97.1	99.8	97.5

【16】地下水の浄化対策の概要

＜地下水の浄化対策の概要＞

地区	浄化対策の概要
片鉾	自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地の一部で揮発性有機化合物による地下水汚染が確認されたため、平成20年1月から浄化対策を実施しています。地下水については、敷地境界の観測井戸で水質監視を行いながら、敷地外への流出防止対策を講じるとともに、揚水処理法などによる浄化を実施しています。
池之宮	工場敷地の一部で揮発性有機化合物による地下水汚染が確認されたため、平成8年度から浄化対策を実施しています。地下水については、敷地境界の観測井戸で水質監視を行いながら、敷地外への流出防止対策を講じるとともに、揚水処理法などによる浄化を実施しています。
中宮	自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地（現在は他者所有地）の一部で揮発性有機化合物による地下水汚染が確認されたため、浄化対策を実施しています。地下水については、敷地境界の観測井戸で水質監視を行いながら、揚水処理法などによる浄化を実施しています。

【17】市施設におけるダイオキシン類測定結果

1. 穂谷川清掃工場

(1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、大気排出基準値を満足しました。

＜穂谷川清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果＞

(単位：ng-TEQ/m³N)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
第3プラント	0.26	令和3年6月24日
	0.21	令和3年12月8日

(注) 大気排出基準値：1ng-TEQ/m³N 以下

(2) 排水中のダイオキシン類濃度

排水中のダイオキシン類濃度は、水質排出基準値を満足しました。

＜穂谷川清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果＞

(単位：pg-TEQ/L)

ダイオキシン類濃度	測定日
0.095	令和3年6月22日
0.0011	令和3年12月7日

(注) 水質排出基準値：10pg-TEQ/L 以下

(3) 焼却灰中のダイオキシン類濃度

焼却灰中のダイオキシン類濃度は、焼却灰の環境省令で定める処理の基準値を満足しました。

＜穂谷川清掃工場焼却灰中のダイオキシン類濃度測定結果＞

(単位：ng-TEQ/g)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
第3プラント	0.0021	令和3年12月7日

(注) 環境省令で定める処理の基準値：3ng-TEQ/g 以下

(4) 集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度

集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度は、以下のとおりです。集じん灰は薬剤処理を行い処分しています。

<穂谷川清掃工場集じん灰中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位：ng-TEQ/g)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
第3プラント	0.39	令和3年6月22日
	0.23	令和3年7月27日
	0.96	令和3年8月24日
	0.34	令和3年9月28日
	0.33	令和3年12月7日

(注) 1 値は薬剤処理後の集じん灰中の濃度です。

2 集じん灰処理物は、埋め立て処分を行うため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に定める方法（薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法）で集じん灰を適切に処理したものです。なお、この方法で処理した集じん灰処理物には、ダイオキシン類に係る基準は適用されません。

2. 東部清掃工場

(1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、排出基準値を満足しました。

<東部清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位：ng-TEQ/m³N)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
1号焼却炉	0.0019	令和3年5月28日
	0.00076	令和3年11月18日
2号焼却炉	0.011	令和3年5月27日
	0.0025	令和3年11月19日

(注) 排出基準値：0.1ng-TEQ/m³N 以下

(2) 排水中のダイオキシン類濃度

排水中のダイオキシン類濃度は、排出基準値を満足しました。

<東部清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位：pg-TEQ/L)

ダイオキシン類濃度	測定日
0.00097	令和3年6月8日
0.00068	令和3年12月1日

(注) 排出基準値：10pg-TEQ/L 以下

(3) 溶融残渣等のダイオキシン類濃度

溶融残渣等のダイオキシン類濃度は、環境省令で定める基準値を満足しました。

<東部清掃工場溶融残渣のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位：ng-TEQ/g)

溶融残渣名	ダイオキシン類濃度	測定日
溶融スラグ	0.00000061	令和3年4月16日
	0.00000065	令和3年10月20日
大塊物	0.0015	令和3年4月16日
	0.0034	令和3年10月20日
鉄分	0.011	令和3年4月16日
	0.0023	令和3年10月20日
洗煙系脱水汚泥 (メタル含む)	0.016	令和3年4月16日
	0.0010	令和3年10月20日

(注) 環境省令で定める処理の基準値：3ng-TEQ/g 以下

3. やすらぎの杜**(1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度**

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、1系列を除き、国の指針値を下回りました。

<やすらぎの杜排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位：ng-TEQ/m³N)

施設名	ダイオキシン類濃度		測定日
やすらぎの杜	1系列	0.26	令和4年2月17日
	2系列	0.10	令和4年2月17日
	3系列	0.10	令和4年2月15日
	4系列	0.095	令和4年2月15日
	5系列	0.30	令和4年2月16日
	6系列	0.30	令和4年2月16日

(注) 火葬場から排出されるダイオキシン類に関する国の指針値：

1ng-TEQ/m³N 以下

【18】環境用語**【あ】****アスベスト（石綿）**

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。耐熱性、絶縁性、耐摩耗、耐薬品性等の優れた性質を持つことから、建築用材料を中心に広範囲な製品に使われていた。微細な繊維の状態で容易に大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫などの原因になる。

アダプトプログラム

市民グループや企業などの団体が、地域に根差した社会貢献活動として一定区域の美化の管理を担う制度のこと。

【い】**一酸化炭素：CO**

無色・無臭の気体で、毒性が強く、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱める。炭素を含む燃料等が不完全燃焼するときに発生し、自動車の排出ガス中にも含まれる。

【お】**大阪エコ農産物**

農薬の使用回数や化学肥料の使用量が慣行栽培の半分以下で栽培された農産物として、大阪府が認証したもの。

オゾン層

地上から10～50km上空の成層圏にあるオゾンが多く存在している層のこと。太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守っている。

近年、フロン放出等によりオゾン層破壊が確認されており、有害な紫外線の増加による皮膚がんや白内障などの人の健康への影響などが問題となっている。

温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面から放射される赤外線を大気中で吸収し、その一部を再放射して地表付近の大気を暖める気体のこと。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等がある。

【か】**環境影響評価（環境アセスメント）**

開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き環境保全に配慮することにより、環境汚染を未然に防止する制度。

環境基準

環境基本法に基づく環境保全に係る行政上の政策目標で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境マネジメントシステム（EMS）

企業等が自主的に環境保全に関する取り組みを推進するために、環境に関する方針や目標を定め、これらの達成に向けて実行し、その結果を点検して方針等を見直すという一連の体制・手続き等の仕組みのこと。代表的なものとして、国際標準化機構（ISO）が発効したISO14001がある。

【き】**規制基準**

公害の防止のため、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の原因となる物質の排出及び騒音・振動について事業者等が遵守しなければならない許容限度である。

揮発性有機化合物（VOC）

常温で揮発しやすい化合物のことで、VOCとは Volatile Organic Compounds の略。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、トルエン、ベンゼン、キシレンなど様々な物質がある。油脂類の溶解能力が高く、分解しにくく安定していて燃えにくい性質から、1970年代には理想の洗浄剤として産業界で普及したが、吸入による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発ガン性などの可能性が指摘されている。大気・水域、特に地下水汚染の原因となるほか、住宅の室内空気汚染物質としても注目され、TVOC（総揮発性有機化合物）という概念も提唱されている。

【く】

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、できる限り環境への負荷が少ないものを選んで優先的に購入すること。

【け】

建築協定

建築基準法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定のルールを地域住民が自主的に取り決めて、お互いを守り合っていくことを約束する制度。

【こ】

公害防止協定

地方自治体が、公害発生源を有する事業者に対し、公害の規制基準、生産設備の新增設時の協議義務などの公害の防止に関する措置について協議し、双方が合意した内容を協議書の形でまとめたもの。

光化学オキシダント

工場のばい煙や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるオゾンなどの二次的汚染物質の総称。光化学スモッグの原因となる。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが大気中に滞留し、白くもやがかかった状態になることをいう。光化学スモッグは、日差しの強い夏季に発生しやすく、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

ただし、下水道法で定めている公共下水道、流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義している。したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれる。

【さ】

再生可能エネルギー

自然環境の中で起こる現象から取り出すことができ、エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがある。

里山

樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たんする景観で、生活と一体となった地域。

産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など政令で定める 20 種類のものをいい、産業廃棄物以外のものは一般廃棄物である。

なお、「事業活動」は、製造業や建設業等に限定されるものでなく、オフィス、商店等の商業活動や水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念として捉えられている。

酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に放出される二酸化硫黄や窒素酸化物などの酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象のこと。この結果、河川・湖沼・土壌が酸性化し、建造物・文化遺産などに悪影響が及ぶことが懸念されている。

【し】

循環型社会

廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

食育

食育基本法の中で「生きる上での基本であって、知育、徳育、および体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とされている。

【せ】

生物化学的酸素要求量（BOD ; Biochemical Oxygen Demand）

河川水等の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚染物質が微生物によって無機化あるいは、ガス化されるときに必要な酸素量（単位 mg/L）のこと。

この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示している。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川・湿原など様々なタイプの自然がある「生態系の多様性」を意味する包括的な概念。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成する。その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

【ち】

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等の温室効果ガスの濃度が大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。IPCC第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定している。

【て】

低公害車

窒素酸化物（ NO_x ）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの自動車をいう。具体的には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車、LPG自動車をいう。

ディスポーザ排水処理システム

台所の流し台で粉碎した生ゴミを液状にして水と一緒に排水管から排水処理槽に導き、生物処理後、上澄みを下水道に流す方式をいう。

低炭素社会

温室効果ガスの排出を最小化するための配慮が徹底され、生活の豊かさを実感できる社会。

【と】

特定空家等

「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

【な】

ナノグラム（ng）

1ngとは、1gの10億分の1の重さをいう。 $1\text{ng}（\text{ナノグラム}）=10^{-9}\text{g}$ 。

【に】

二酸化硫黄： SO_2

空気より重い無色の気体で、腐敗した卵に似た刺激臭があり、目、皮膚、粘膜を刺激する。硫黄を含む石油や石炭の燃焼時に排出され、大気汚染や酸性雨の原因となっている。亜硫酸ガスともいう。

二酸化窒素： NO_2

赤褐色の刺激性の気体で、水に溶解しにくい。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。人体に吸収されると肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

【は】

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であつて、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義され、占有者が自ら利用し、または、他人に有償で売却することができないため不要になった物をいう。

【ひ】

ビオトープ

野生生物の生息空間を意味するドイツ語で、いきものの繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や、移動経路も含んだ一定の空間的広がりを持った概念。都市化の発展とともに失われつつある身近な自然を都市の中に確保し、創造していくことがまちづくりの新しい課題となっている。

ピコグラム (pg)

1pg とは、1g の1兆分の1の重さをいう。pg (ピコグラム) = 10^{-12} g。

微小粒子状物質 (PM_{2.5} ; Particulate Matter 2.5)

浮遊粒子状物質のうち、その粒径が 2.5 μ m 以下のもの。

ヒートアイランド

都市化の進展に伴う建築物、舗装等による地表面被覆の人工化や都市活動に伴う人工排熱の増加等により、都市中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

【ふ】

浮遊粒子状物質 (SPM ; Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で、その粒径が10 μ m 以下のもの。主成分は、二次生成塩、砂塵、海塩粒子などである。

【へ】

ベンゼン

芳香族炭化水素化合物の基本であるベンゼン核と呼ばれる6個の炭素骨格からなる物質で、特有の臭気を持ち、揮発性が高く、非常に燃えやすい無色の液体である。溶媒のほか有機化合物の合成の原料やガソリンのアンチノック剤などとして幅広い用途がある。

人に対して発がん性を有し、白血病の原因となる。また、飲み込んだり蒸気を吸収したりすると中毒を起こす。

【み】

緑のカーテン

夏の日射しを遮るために、日当たりの良い窓辺や壁面などにつる性の植物（ゴーヤや琉球アサガオなど）をカーテン状に育てたもの。

【も】

モニタリングサイト 1000 (重要生態系監視地域モニタリング推進事業)

平成 14 年に環境省で策定された「新・生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性の変化を早期に捉え、適宜、必要な対策を講じるために、地元の専門家や NPO とネットワークを作りながら全国に 1000 か所程度の調査地点を設定し、森林、里地、湖沼、干潟など各生態系を、100 年間の長期にわたってモニタリングしていくというもの。

【よ】

容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律)

家庭から出るごみの約 60% を占める容器包装廃棄物について、減量化と再資源化を促進するために定められた法律で、平成 7 年 6 月に制定され、平成 12 年 4 月に完全施行された。

この法律では、消費者、市町村、事業者が役割分担をし、容器包装廃棄物のリサイクルを促進し、資源の有効利用をすることで環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目的としている。

【わ】

ワンド

ワンドとは淀川本流とつながっているか、水が増えたときにつながってしまうような場所を言う。ワンドの言葉の語源ははっきりしていないが、「入り江」や「川の淀み」「淵」のことをワンドと読んでいる地方があることから、淀川でもワンドと呼ぶようになった。

【アルファベット】

I S O 1 4 0 0 1

国際標準化機構（I S O）が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに沿って環境マネジメントシステムを構築し、審査を経て、認証を取得する。

P C B（ポリ塩化ビフェニル）（Polychlorobiphenyl もしくは Polychlorinated biphenyl）

P C B（ポリ塩化ビフェニル）は、不燃性で、絶縁性が高く、化学的に非常に安定であるなど、有用な物質として、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。

しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、1972(昭和47)年に製造中止となっている。

p p m (parts per million)

百万分の幾分であるかを示す分率であり、大気の大気汚染物質の濃度を表示するのに多用されている。

1m³の大気中に1cm³の汚染物質が存在する場合の濃度を ppm で表す。なお、ppb (parts per billion) は、十億分中の幾分であるかを表示する分率で1ppm の1000分の1に相当する。

卷 末 写 真

ひらかた 夏のエコライフキャンペーン

オフィスや家庭における省エネルギーの推進と、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制を目的に、過剰な冷房器具の使用を控え、地球にやさしく冬夏を快適に過ごす生活スタイル『エコライフ』の実施をよびかけています。

ひらかた 夏のエコライフキャンペーン

冷房使用時の室温の目安は **28℃** !

- エアコンは必要場所・必要時だけ使って省エネを!
- 扇風機やサーキュレーターを併用して風向きを上手に調整!
- カーテンやブラインドを効果的に使って室からの遮熱を!
- エアコンのフィルター掃除はこまめに!

夏をエコに無理なく快適に乗り切るために、**軽装で過ごしましょう。**

※ただし、式典等出席時や気温が低い日は除きます。

COOL CHOICE

枚方市では、国が定めている地球温暖化対策に効果のある買い選択「COOL CHOICE」(クール・チョイス)を推進しており、「夏のエコライフキャンペーン」の取り組みは、「COOL CHOICE」の一環でもあります。「COOL CHOICE」は、経済活動を支えるものである「あらゆる選択」を、温暖化対策に繋げる力を発揮しようというものです。環境省では「COOL CHOICE」に取り組んでいたいただける方の顕彰経路を10月まで呼びかけており、みなで温暖化を食い止めるために、広くご協力をお願いします。

5月1日(水)~10月31日(木)

問い合わせ先 枚方市 環境保全課

令和元年度ポスター

ひと工夫で ひんやり すごそう

夏 5月1日(金)~10月31日(土)

ひらかた 夏のエコライフキャンペーン

こうすればもっと涼しくなります

冷房使用時は適正室温「28℃」に! 快適な軽装で過ごそう!

- ☑ こまめなフィルター清掃でエアコンの効き目アップ
- ☑ 緑のカーテンで お部屋を涼しい木陰に
- ☑ 夏野菜をおいしく食べて 身体の中からクールダウン
- ☑ 一つの部屋に集まって一家族らん エアコン稼働も一息に

省エネや低炭素型の製品への買い替え、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策につながる「賢い選択」を。

問い合わせ 枚方市 環境部 環境政策課 (枚方市地球温暖化対策協議会 事務局) ☎ 050-7102-6003 FAX 072-841-1315 ✉ kankyouhozen@city.hirakata.osaka.jp

令和2年度ポスター

体の中から 涼しく

夏 5月1日(土)~10月31日(日)

ひらかた 夏のエコライフキャンペーン

こうすればもっと涼しくなります

冷房使用時は適正室温「28℃」に! 快適な軽装で過ごそう!

- ☑ こまめなフィルター清掃でエアコンの効き目アップ
- ☑ 緑のカーテンで お部屋を涼しい木陰に
- ☑ 夏野菜をおいしく食べて 身体の中からクールダウン
- ☑ 一つの部屋に集まって一家族らん エアコン稼働も一息に

省エネや低炭素型の製品への買い替え、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策につながる「賢い選択」を。

問い合わせ 枚方市 環境部 環境政策課 (枚方市地球温暖化対策協議会 事務局) ☎ 050-7102-6003 FAX 072-849-1206 ✉ kankyouhozen@city.hirakata.osaka.jp

令和3年度ポスター

ひらかた 冬もエコライフキャンペーン

オフィスや家庭における省エネルギーの推進と、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制を目的に、過剰な暖房器具の使用を控え、地球にやさしく冬を快適に過ごす生活スタイル『エコライフ』の実施をよびかけています。

ひと工夫で ホツと一息

冬 11月1日~来年3月31日

ひらかた 冬もエコライフキャンペーン

こうすればもっと温かくなります

外気温と室温の差が夏より冬の方が大きいため、年間の電力消費量は夏よりも冬の方が大きいというところを把握しましょう。外気温と室温の差をできる限り減らして地球にやさしく過ごしましょう。

- ☑ お風呂を固めて室内温度上昇。暖房いらずの部屋へ
- ☑ エアコンのフィルター掃除で節電。無駄なエネルギーを消費させない。
- ☑ カーテンで窓からの冷気を遮断。温かい空気も逃さない。
- ☑ 首、手首、足首をあたためる服装を。血行を良くして体全体を温かく。

省エネや低炭素型の製品への買い替え、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策につながる「賢い選択」を。

枚方市では暖房使用時の室温を19℃に設定しています。

問い合わせ 枚方市 環境部 環境保全課 (枚方市地球温暖化対策協議会 事務局) ☎ 050-7102-6003 FAX 072-841-1315 ✉ kankyouhozen@city.hirakata.osaka.jp

令和元年度ポスター

服装の工夫で 暖かく 過ごそう

冬 11月1日~来年3月31日

ひらかた 冬もエコライフキャンペーン

こうすればもっと温かくなります

外気温と室温の差が夏より冬の方が大きいため、年間の電力消費量は夏よりも冬の方が大きいというところを把握しましょう。外気温と室温の差をできる限り減らして地球にやさしく過ごしましょう。

- ☑ お風呂を固めて室内温度上昇。暖房いらずの部屋へ
- ☑ エアコンのフィルター掃除で節電。無駄なエネルギーを消費させない。
- ☑ カーテンで窓からの冷気を遮断。温かい空気も逃さない。
- ☑ 首、手首、足首をあたためる服装を。血行を良くして体全体を温かく。

省エネや低炭素型の製品への買い替え、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策につながる「賢い選択」を。

枚方市では暖房使用時の室温を19℃に設定しています。

問い合わせ 枚方市 環境部 環境保全課 (枚方市地球温暖化対策協議会 事務局) ☎ 050-7102-6003 FAX 072-849-1206 ✉ kankyouhozen@city.hirakata.osaka.jp

令和2年度ポスター

汁物で 体の中から 暖かく

冬 11月1日~来年3月31日

ひらかた 冬もエコライフキャンペーン

こうすればもっと温かくなります

外気温と室温の差が夏より冬の方が大きいため、年間の電力消費量は夏よりも冬の方が大きいというところを把握しましょう。外気温と室温の差をできる限り減らして地球にやさしく過ごしましょう。

- ☑ お風呂を固めて室内温度上昇。暖房いらずの部屋へ
- ☑ エアコンのフィルター掃除で節電。無駄なエネルギーを消費させない。
- ☑ カーテンで窓からの冷気を遮断。温かい空気も逃さない。
- ☑ 首、手首、足首をあたためる服装を。血行を良くして体全体を温かく。

省エネや低炭素型の製品への買い替え、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策につながる「賢い選択」を。

枚方市では暖房使用時の室温を19℃に設定しています。

問い合わせ 枚方市 環境部 環境保全課 (枚方市地球温暖化対策協議会 事務局) ☎ 050-7102-6003 FAX 072-849-1206 ✉ kankyouhozen@city.hirakata.osaka.jp

令和3年度ポスター

ひらかた ライトダウンキャンペーン

地球温暖化対策について考え、電気に頼りがちな生活を見直すために、市内事業者や各家庭に消灯をよびかけるライトダウンキャンペーンを実施しています。



枚方市役所からのお知らせ

七夕ライトダウンキャンペーン

明かりを消して地球温暖化を考えてみよう。
7月7日はクールアース・デー
午後8時から10時まで各家庭の照明の一斉消灯を。

環境部 環境政策室 ☎050-7102-6003、FAX849-1206

枚方市地球温暖化対策協議会

市域における二酸化炭素の排出削減を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「枚方市地球温暖化対策協議会」を市内事業者と本市で設立し、様々な活動を実施しています。



環境情報コーナー

市民が環境への理解を深め、気軽に環境に配慮した行動や取り組みを学べるよう、環境情報の発信や環境教育、環境啓発の拠点として、サプリ村野2階に「環境情報コーナー」を設置しています。



水を活用した暑気対策事業

市街地における夏の暑さを緩和する取り組みを行うとともに、電気を過剰に使用しない暑さ対策の普及・啓発のため、市内各地域で雨水などを活用した打ち水の実施をよびかけています。



緑のカーテン事業

夏の暑さを緩和し涼感を呼び込むため、窓や壁面をゴーヤ等のつる性植物で覆う「緑のカーテン」のモニター募集やコンテストに取り組みました。



自然保護啓発事業

自然についての知識を学び、遊びを交えて自然とふれあうことによって、自然を大切にする心を育むことを目的に、自然観察会を実施しています。



廃油リサイクル事業

バイオディーゼル燃料用や液体純石鹼の原料として、学校給食調理場から排出される揚げ物に使った後の廃油のリサイクルを実施しています。



公共場所のアダプトプログラム事業

環境美化に対する意識の向上を図るとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップにより行う地域環境美化活動を推進することを目的に実施しています。



まち美化啓発事業

市民の環境美化に関するモラル向上と快適な生活環境を確保するため、ポスターや啓発キャンペーンなど、様々な啓発活動を推進しています。

喫煙による煙でロータリーや駅ホームにいる方が迷惑しています

この周辺での喫煙はおやめください



枚方市では歩きタバコや吸い殻などのポイ捨ても条例で禁止しています

枚方市環境部・保健所 JR 長尾駅

枚方市へ引っ越してこられたあなたに知っておいて欲しい **4つのまち美化ルール**

ポイ捨ては条例違反です
捨てたごみは誰かが片づけるか、川を通じて海に流れ込み、皆の大切な海を汚します

清掃活動 多くの市民が汗を流してまちを美しくしてくれています

海洋プラスチック問題 海に流れ込んだプラスチックごみは、絡みつくマイクロプラスチックに...、それを魚などが食べて生き物に影響を与えています

歩きタバコは条例で禁止
市域の公共の場所では、移動しながらの喫煙(自転車やバイクも含む)は禁止です

火の危険 手に持つたばこの高さ、ちょうど子ども目の高さになります

吸い殻のポイ捨て 歩きタバコは、吸い殻のポイ捨ての原因につながっています

人の迷惑となる喫煙もやめましょう

ハトなど野生動物にエサをやらないで
自分は善意のつもりでも、動物や他の人にとっては迷惑となります

動物にとって 餌をもらおうと自分餌を探さなくなったり、増えすぎてしまいます

人にとって 糞害、農作物被害も、被害を生じさせた動物は、やむを得ず駆除される場合があります

路上喫煙禁止区域があります
人通りの多い主要駅市域と主要駅周辺は路上喫煙禁止区域です(はらま通りの喫煙も禁止)



【環境政策課】



煙草の価格が一番高い国は？

ノルウェー

正解はたばこ1箱 11,480ドル、ノルウェー

喫煙は、歩行者への配慮を！！

吸わない人に煙が届かないようにしましょう！！

人の迷惑となる場所での喫煙はやめましょう！！

ここでの喫煙はダメ



歩きタバコも条例違反です！！

枚方市

まち中での喫煙でも

これだけは守ってほしい

「枚方の路上喫煙の規制に関する条例」により、枚方市内の全ての道路、公園、広場、河川等の公共の場所で、歩きタバコは禁止されています

喫煙は、周りの人の迷惑にならないよう、立ち止まってお願いします

「枚方のポイ捨てによるごみの散乱及び火の元等の防止に関する条例」により、吸い殻のポイ捨ては禁止されています。(回収の指示に従わない場合は、2万円以下の罰金に処せられることがあります)

たばこの吸い殻は、「吸い殻入れ」や「吸殻回収箱」を利用し、道路や公園、溝や水路等にポイ捨てをしないようにしてください

たばこの灰は70度以上の熱が伝わる可能性があります

吸わない人は有害な煙を吸わせないよう、周囲の人に配慮することが重要です

たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるよう、ご配慮をお願いします

お問い合わせ先 枚方市 環境部 環境保全課
TEL 050-7102-6006 FAX 072-841-1315 E-MAIL kankouhozen@city.hirakata.osaka.jp

学校給食生鮮農作物供給事業

枚方市産農産物を学校給食へ供給することにより、子どもたちへの食育を推進するとともに地産地消を促進し、地域農業の振興を図っています。



チンゲン菜（枚方産）



大根葉の炒り煮



葉付き大根（枚方産）



葉付き大根（枚方産）

枚方市民憲章

＜枚方市民憲章について＞

「枚方市民憲章」は、「生活優先のまち、美しいまち、幸せなまち、文化・教育のまち、人間尊重のまち」の重要5項目を実現する目標として、1971年に制定されました。

＜本文＞

わたしたちは、健康で文化的な生活を営む権利を確認し、市民生活優先の原則を貫く市政をすすめます。

わたしたちは、花と緑と太陽のまちをめざし、自然と生活環境を破壊せず、あらゆる公害の防止と排除につとめます。

わたしたちは、福祉社会を実現し、老人が敬愛され、青年や子どもたちが、夢と希望の持てる社会をつくれます。

わたしたちは、手をたずさえて、文化・教育の向上をはかり、文化遺産をまもり、健全な家庭をきずきます。

わたしたちは、自由と平和を愛し、教養を高め、お互いに人間を尊重する市民道徳をまもります。

令和 4 年版 ひらかたの環境（環境白書）

令和 4 年 12 月発行

編集発行 枚方市 環境部 環境政策課

〒573-1162 大阪府枚方市田口 5-1-1

Tel.072-841-1221 Fax.072-849-1206

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>